第3章 基本方針

基本方針１
こども・若者の意見表明・参画

こどもは、一人一人が権利の主体であり、共に社会をつくるパートナーです。こどもの自己肯定感の向上とより良い施策の実現には、こども・若者の意見を聴き、こども・若者と一緒に社会をつくるという文化が必要です。

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重します。さらに、こども・若者の視点に立ち、こども・若者が主体的に社会参画できる環境づくりを行うとともに、こども・若者の意見を尊重する（仮称）和光市こどもの権利条例の制定を目指します。

■基本方針１の成果指標■

指標の内容	▶	目指す状態
市がこども・若者の意見を聴いて実施した事業数	▶	こども・若者と共に考え、市の事業を推進している
まわりの人から認められていると回答する小中学生の割合	▶	こどもが、日頃から自分の意見を尊重されていると感じている
和光市の事業や地域活動等に参加している若者の割合	▶	若者が、地域活動に力を発揮している
将来の夢や目標を持っていると回答する小中学生の割合	▶	こどもが、将来に向かって夢や目標を持っていると感じている
自分にはよいところがあると回答する小中学生の割合	▶	こどもが自身のよいところを知っている

基本施策 1-1

こども・若者が意見を表明しやすい環境づくり

市の課題

- 市の施策等においてこども・若者の意見を聴く機会が少ない現状です。
- 市の施策等の認知度は、こども・若者の知る機会が少ないこと等から低くなっています。
- 市における若者の交流・活動の場が少ない現状です。
- こども・若者が、日常的に自分の意見や考えを聴いてもらえていると実感できることは、自己肯定感の向上や、社会参画の土台となります。そのため、こども･若者の意見を聴き、その結果をフィードバックすることが必要です。

こども・若者の声

★ こどもワークショップに参加して楽しかったです。（小学生）
★ こどもワークショップみたいな意見が言える場にまた参加したいです。（中学生）
★ もっと、若者に対する意見を聴いてください。（大学生）
★ 若者が参加できる場や、選挙の日程等をもっと広く宣伝してほしいです。（大学生）

施策の方向性

- こども・若者が安心して意見を表明することができる場や機会をつくり、その意見を市政に反映し、その結果をこどもたちに分かりやすい形でフィードバックしていきます。
- こども･若者の意見を聴き、こども･若者と一緒に社会をつくるという文化を醸成します。
- 若者と社会をつなぐ取組や、地域の活動団体等との連携を行い、若者が自分らしく主体的に地域と関わることができる仕組みをつくります。
- 市の合議体においてこども・若者を登用できる仕組みをつくり、地域への参加意欲がある若者を後押しする場や機会を充実させます。

主な取組

■意見表明しやすい環境づくり■

取組内容	概要	担当課
こども・若者部会	子ども・子育て支援会議において、こども・若者部会を設置し、こども・若者が参画し、その意見が反映される仕組みをつくります。(仮称)和光市こどもの権利条例の制定に向けて、検討を行います。	子ども家庭支援課
こどもワークショップ	市の様々な施策において、多様な背景をもつこどもがいることを配慮し、こどもの意見を聴くワークショップを開催します。また、その意見に対しフィードバックを行います。こどもの意見聴取やこどもアドボケイト※2 の人材を育成します。	全課
こども・若者の 市民参加の推進	市の合議体における若者登用を推進し、市民参加の手法において、こども・若者の意見を聴く取組を行います。	企画人権課
こども・若者の 市民協働の推進	庁内の市民協働において、こども･若者の参画を推進します。	市民活動推進課
選挙啓発	市民まつりや成人式において、選挙に関するクイズの出題や啓発品の配布を行い、選挙への関心や知識の向上を図ります。	選挙管理委員会 事務局
青少年相談員	若者（高校生から 39 歳以下）が青少年相談員となり、主体的に企画をし、社会へ参画する機会を提供します。	スポーツ青少年課
ボランティアの育成	和光市社会福祉協議会が事業運営を行う和光市ボランティアセンターにおいて、夏休み期間中のボランティア体験プログラムの実施等により、ボランティアとしての活動が期待される人材の発掘と経験や知識を地域に生かせるよう支援を行います。	地域共生推進課

意見はここに反映！

こどもワークショップ

こども意見交換会

中学生ボランティア

[2] こどもアドボケイト：こどもの声を聴き、意見や気持ちを代弁して周囲に働きかける活動を行う人のこと。

基本施策 1-2

地域の中での若者の主体的な参画

市の課題

- 学齢期を終えた若者は、行動範囲が広がり大きく環境が変化し、地域社会とのつながりが希薄化する傾向にあります。また、地域の中で若者が主体的に参画できる場が少なくなります。
- ワーク・ライフ・バランスや働くことに対する価値観が多様化しています。働き方の多様な考えを受け止めた若者の自立支援や就労支援が必要です。
- 若者調査において、悩んでいることの一つとして勉強、就職や仕事のことが多くなっています。
- 市の施策等への関心度が低い傾向がみられることから、若者に届くより効果的な広報が必要です。

こども・若者の声

★ 若者向けのイベントを開催してください。（高校生）
★ 若者を巻き込んだ地域活動でまちを活性化してほしいです。（大学生）
★ 地域のイベントに参加する機会がないので、もっと積極的に宣伝してほしいです。（大学生）

施策の方向性

- 若者と社会をつなぐ取組や、地域の活動団体等との連携を行い、若者が自分らしく主体的に地域と関わることができる仕組みをつくります。（再掲）
- 市の合議体においてこども・若者を登用できる仕組みをつくり、地域への参加意欲がある若者を後押しする場や機会を充実させます。（再掲）
- 次世代を担う若者の学びの機会を充実し、若者を中心とした勤労者のスキルアップを図り、若者の就労や生活の安定化を図ります。
- 和光市商工会等と連携し、若者のチャレンジや創業の希望を叶える支援を図ります。
- ふるさとハローワーク等と連携し、若者が気軽に就労相談を受ける相談体制を充実させ、若者一人一人にあった就労支援を図ります。
- 若者に向けた市の施策や文化、イベント情報等をより効果的な手法で発信していきます。

主な取組

■こども・若者参画のための体制づくり■

取組内容	概　要	担当課
こども・若者部会 （再掲）	子ども・子育て支援会議において、こども・若者部会を設置し、こども・若者が参画し、その意見が反映される仕組みをつくります。（仮称）和光市こどもの権利条例の制定に向けて、検討を行います。	子ども家庭支援課

意見はここに反映！

■若者の社会参画と自立支援■

取組内容	概　要	担当課
成人式企画	新成人で構成する成人式実行委員会の企画・運営による式典を開催することで成人としての自覚を醸成します。	生涯学習課
青少年育成推進員会講習会の実施	青少年育成推進員に対し、青少年期の家庭でできる教育についての講習会を実施します。	スポーツ青少年課
青少年相談員（再掲）	若者（高校生から 39 歳以下）が青少年相談員となり、主体的に企画をし、社会へ参画する機会を提供します。	スポーツ青少年課
児童センター事業	複合施設としての利点を生かし、児童センターにおいて、こども・若者がイベント等の企画運営に参画する機会を推進し、こども・若者の意見を聴き、イベントを実施します。	保育施設課
わこらぼまつりの企画・運営	こども・若者を含めた多世代の市民と市民活動団体等が参加し、市と協働でまつりを企画・運営していきます。	市民活動推進課
勤労青少年ホーム講座	市内の 35 歳以下の勤労者を主な対象に、就職に役立つスキルアップを目的とした講座や、余暇の充実を目的としたカルチャー講座、健康増進を目的とした講座を実施します。	産業支援課
勤労福祉センター講座（アクシス）	市内在住・在勤の方を主な対象に、就職に役立つスキルアップを目的とした講座や、勤労者の余暇の充実を目的としたカルチャー講座、健康増進を目的とした講座を実施します。	産業支援課
勤労感謝ウィーク・イベント	勤労福祉センターの認知度を高め、勤労者とその家族等の余暇の充実、健康増進のために、勤労感謝の日にレクリエーションや健康増進を図る講座等を実施します。	産業支援課
創業セミナー	和光市商工会、日本政策金融公庫との共催により、起業を志す方や創業後間もない方を対象とした、創業セミナーを開催し、和光市でチャレンジしたいという創業者の機運向上を図ります。	産業支援課
若者の就労支援	ふるさとハローワークと連携し、職業の相談や紹介、求人の情報等を提供し、若者の就労支援に取り組んでいきます。	産業支援課
インターンシップ実習	学生の専攻や職業選択に生かすための就業体験研修として、インターンシップ実習を実施し、多くの学生に実践的な就業体験の機会を提供します。	職員課
福祉教育実践	社会福祉協議会や福祉施設と連携し、学校等で福祉を学ぶ機会の提供や交流事業、職場体験事業として、こども・若者等を受け入れ、学習機会の充実や福祉施設と地域をつなぐ支援を行います。	地域共生推進課

意見はここに反映！

■若者への発信■

取組内容	概　要	担当課
こども・若者に向けた広報	こども・若者の市への関心を高め、若者の参画を推進するため、SNS の活用やホームページの作成等、こども・若者にとって魅力的な広報を発信します。	秘書広報課

意見はここに反映！

基本施策 1-3

多様な背景をもつこども・若者を受け止める地域づくり

市の課題

- こども･若者が抱える悩みは、友人関係、親子関係、将来の不安だけでなく、学校や家庭、性的嗜好、ジェンダー等多岐にわたり多様化・複雑化しています。
- 生きづらさを感じるこども・若者の中には、問題が複雑化していることもあり、本人だけでは解決が難しいケースもあります。
- こども・若者がもつ多様な背景によらず、こどもの権利が保障されなければなりません。
- ひとり親家庭等のこどもの中には、経済的な理由で学習環境に課題を抱えていることがあります。

こども・若者の声

★ **同性愛も普通の恋愛です。（中学生）**
★ **こどもだってつらいことがあるので、いつでも相談できる場所がほしいです。（小学生）**
★ **不安になったら、カフェのような居場所になるところがあれば嬉しいです。（大学生）**

施策の方向性

- こども･若者が抱える多様な悩みや、本人の気がついていない困難に身近な地域が気づき、寄り添いながらサポートにつなげられるネットワークづくりに取り組みます。
- こども・若者の多様な背景に応じて必要な支援が受けられるような相談・支援体制を整えます。
- ひとり親家庭等のこどもが、経済的状況に左右されることなく学習機会が充実し、こどもが進学等の将来をイメージした進路選択ができるような環境をつくります。

主な取組

■こども・若者の相談の場の確保■

取組内容	概　要	担当課
総合こども家庭センター（こどもからの相談）	こどもの相談の場として、総合こども家庭センターにおいて、こどもからの相談を受け付けます。また必要時、関係機関との連携をとり、こどもの最善の利益のため支援をしていきます。	子ども家庭支援課
教育支援センターによる相談支援	学校及び関係機関との綿密な連携体制を構築し、教育支援センターにおいて、相談を希望する保護者や児童生徒等に対し、教育支援センターでの面談や電話相談、学校訪問等の対応を行います。	学校教育課
学校教育相談	小・中学校相談室において、教育相談員等、中学校にはさわやか相談員を配置し、児童生徒の相談支援を行います。さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校の現状を十分に考慮した上で、効果的な支援体制の確保を図ります。	学校教育課
適応指導教室	長期欠席をしている不登校の小・中学生を対象に、教育支援センター及び公民館において学習の援助等を行います。該当校と適応指導担当が情報共有を密に行い、社会的自立や学校に復帰することを目指します。	学校教育課 生涯学習課
学童、児童センター・児童館等による相談支援の強化	子育て世代包括支援センター等と連携し、利用する児童の状況を観察、把握するとともに、保護者からの子育てに関する相談等にも対応します。	保育施設課
若者の相談窓口の充実	悩みや不安を抱える若者の相談窓口を明確にし、相談内容に応じて関係機関につなぐ等、相談体制の充実を図ります。	子ども家庭支援課 地域共生推進課

意見はここに反映！

■外国にルーツがあるこどもの支援・体制づくり■

取組内容	概　要	担当課
外国籍の児童生徒への日本語学習支援	日本語の指導を必要とする帰国・外国籍児童生徒が在籍する小学校及び中学校に、日本語運用能力の向上と学校生活の安定化を図るため、日本語指導員を配置します。	学校教育課
やさしい日本語の推進	外国人住民が日常生活に必要な行政情報を受け取れるよう、やさしい日本語での情報提供方法を庁内に周知し、誰もが行政サービスを受けられる体制の整備を働きかけます。	企画人権課

■学習支援■

取組内容	概　要	担当課
学習支援	生活困窮世帯の小学４年生から小学６年生の児童、中学１年生から中学３年生の生徒に対し、学習支援教室を開催し、学力の向上、高校への進学等を支援します。	地域共生推進課

WAKO

基本方針２
こどもを守るセーフティネットの強化・支援

市はこれまでも、こどもの権利が保障され、こどもの最善の利益が保障された権利擁護の取組を推進してきました。

一方で社会において、核家族の増加に代表される世帯構造の変化や、地域のつながりの希薄化等に伴う、こども・若者の孤独・孤立や、ヤングケアラーの存在が顕在化しています。また、市の児童虐待通報件数は令和５年度（2023 年度）に 117 件にのぼり、コロナ禍以降も新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻らずに、その背景も多様です。

いじめや虐待、こどもの貧困、こどもが望まない不登校やひきこもり、ヤングケアラー等、困難な状況におかれるこども・若者も増加しています。また、近年こども・若者が巻き込まれる犯罪やハラスメント等のトラブルも増加しています。

将来を担う全てのこども・若者の権利を保護し、こども・若者が安心、安全を感じられるまちづくりを推進します。また、事故や犯罪等の危険からこども・若者の命と権利を守るため、あらゆるセーフティネットの強化と支援を講じます。

■基本方針２の成果指標■

指標の内容	▶	目指す状態
和光市は暮らしやすい と回答する小中学生の割合	▶	こどもが、安心して 暮らすことができている
悩みを相談できる人がいない と回答する小中学生の割合	▶	こどもが、悩みを相談できる人がいる と感じている
悩みを相談できる人がいない と回答する若者の割合	▶	若者が、悩みを相談できる人がいる と感じている
学校等とのヤングケアラーについて 情報共有会議を開催した回数	▶	ヤングケアラーを早期に把握する 体制が整っている

基本施策 2-1

困難を抱えたこどもへの支援

市の課題

- 虐待通報件数はコロナ禍において増加し、いじめ、虐待、こどもの貧困、こどもが望まない不登校やひきこもり、ヤングケアラー等、こどもがおかれている困難な状況は多様化しています。コロナ収束以降も同様な状況が継続しています。
- ヤングケアラーの実態把握が難しく、ヤングケアラーの正しい認識の普及と合わせて、早期発見と支援が必要です。
- 虐待等を受けている支援対象のこどもの早期発見、適切な支援が必要です。
- こどもが困難を抱えていることに自覚していないことや、プライバシー保護の観点から把握が難しいケースがあります。
- 困難を抱えているこどもが地域から孤立しないような支援体制が必要です。

こども・若者の声

★ いじめの問題に、もっと取り組んでほしいです。（中学生）
★ みんなが手をつないで仲良く暮らせるまちになるといいです。（小学生）
★ こどもだってつらいことがあるので、いつでも相談できる場所がほしいです。（小学生）（再掲）

子育て家庭の声

★ 小学生のこどもが不登校を経験し、現在は市外のフリースクールに通っています。最も大変だった当時は、教育支援センターやスクールカウンセリング等利用させていただき助かりました。（保護者）

施策の方向性

- いじめ、ひきこもり、不登校、虐待、ヤングケアラー、こどもの貧困等、こどもがおかれる困難な状況を早期に把握し、個々の困難に応じた適切な支援につなげます。
- こどもが抱える様々な事情に関わらず、全てのこどもが権利を保障されることの周知、啓発を行っていきます。
- 学校、地域、関係機関等とのネットワークにより、こどもの個別の状況に応じて適切な支援を行います。
- 困難を抱えているこどもが、自分を守るために自分で行くことができる場所、施設、機関等の情報を提供します。
- 生活困難を抱えるこどもが自身の権利を認識し、安心して過ごせる支援を行います。また、支援につながっていないこども・若者へのアウトリーチ型の支援を行っていきます。
- こどもの貧困対策は、地域福祉計画に具体的な取組を定めて推進していきます。

主な取組

■こどもを守る体制づくり■

取組内容	概　要	担当課
要保護児童対策 地域協議会	保護・支援を要する児童について、必要な措置・支援を講じます。支援方針については要保護児童対策地域協議会の中で関係機関を交え協議を行います。	子ども家庭支援課
いじめ問題対策 連絡協議会	「和光市子供のいじめ防止条例」に基づき、市と学校、事業者、各関係機関との連携を図り、早期発見・早期対応に向けての協議を行います。また、いじめの積極的な認知、解決に向け、学校や保護者、地域への啓発活動に努めます。	学校教育課

意見はここに反映！

■こどもを守る相談支援■

取組内容	概　要	担当課
総合こども家庭センター （こどもからの相談）（再掲）	こどもの相談の場として、総合こども家庭センターにおいて、こどもからの相談を受け付けます。また必要時、関係機関との連携をとり、こどもの最善の利益のため支援を行っていきます。	子ども家庭支援課
学校教育相談（再掲）	小・中学校相談室において、教育相談員等、中学校にはさわやか相談員を配置し、児童生徒の相談支援を行います。さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、学校の現状を十分に考慮した上で、効果的な支援体制の確保を図ります。	学校教育課
適応指導教室（再掲）	長期欠席をしている不登校の小・中学生を対象に、教育支援センター及び公民館において学習の援助等を行います。該当校と適応指導担当が情報共有を密に行い、社会的自立や学校に復帰することを目指します。	学校教育課 生涯学習課
学童、児童センター・ 児童館等による 相談支援の強化（再掲）	子育て世代包括支援センター等と連携し、児童の状況を観察、把握するとともに、保護者からの子育てに関する相談等にも対応します。	保育施設課

意見はここに反映！

■こどもを守る支援の充実■

取組内容	概　要	担当課
自殺防止対策	市内小中学生に対し、夏休みの課題として“いのちの標語”の募集を行うとともに、学校及び教育委員会と連携して児童生徒への啓発の手法を検討します。毎年９月と３月に広報やSNS等で自殺予防の普及・啓発を行います。また、教育活動全体における道徳・人権教育、保健学習におけるこころの健康に関する指導を行います。	健康支援課 学校教育課
ヤングケアラー支援	ヤングケアラーについて、早期発見・早期支援を行います。ヤングケアラーの実態把握のための調査を行い、必要に応じて、子育て世帯訪問支援事業等を活用し、支援を行います。	子ども家庭支援課
児童育成支援拠点事業	生活困窮世帯や養育困難世帯等、支援・配慮を要する世帯に属する児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行います。	子ども家庭支援課
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	子ども家庭支援課
養育支援訪問事業	専門性を持った支援員が児童の養育について支援が必要な家庭を訪問し、養育技能の向上等を目的とした継続的な支援を実施します。	子ども家庭支援課
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、親子の適切な関係性を構築します。また、保護者同士が情報の交換をできる場を設けます。	子ども家庭支援課
子育て短期支援事業 緊急サポート事業	保護者の急な疾病等により児童の養育が困難になった際に、ショートステイ・トワイライトステイ事業として、短期的にこどもの養育・保護を行います。また、緊急サポート事業等では、病児や病後児、緊急時の一時預かり（宿泊含む）を実施します。	子ども家庭支援課 ネウボラ課
一時保育 （一時預かり事業）	保護者において、家庭での育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減を図るため、一時的に必要な保育を行います。	保育サポート課
こどもが自分を守るための情報提供	困難を抱えているこどもが、自分を守るために自分で行くことができる場所や施設、機関等の情報を提供します。	子ども家庭支援課

■学習支援■

取組内容	概　要	担当課
学習支援（再掲）	生活困窮世帯の小学４年生から小学６年生の児童、中学１年生から中学３年生の生徒に対し、学習支援教室を開催し、学力の向上、高校への進学等を支援します。	地域共生推進課

基本施策 2-2

こどもを守る地域づくり

市の課題

- 交通事故や犯罪等からこどもの命を守る取組が必要です。
- こどもの非行防止と自立支援の取組が必要です。
- 近年の異常気象等の影響から、こどもが安心して外出できる環境づくりが必要です。
- 大規模災害等の非常時であっても、こどもの権利が守られることが必要です。

こども・若者の声

★ 車と歩行者が完全に分かれていて安全に暮らせるまちだといいです。（小学生）
★ 和光市の歩道の幅をもう少し広くしてほしいです。（中学生・高校生・大学生）

子育て家庭の声

★ 歩道の整備が不十分な箇所があるため、こどもの安全のためにも改善していただきたいです。（保護者）
★ 歩道が狭かったり、でこぼこした道でベビーカーが通りづらい道があるので、改善してほしいです。（妊婦）
★ こどもや子育て家庭にとって安心して暮らせるまちづくりをしてほしいです。（保護者）

施策の方向性

▶ 防犯体制の強化や地域防災対策の充実等を図り、警察や市民団体等の関係機関や地域と協働し、地域社会全体でこどもを守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。
▶ 学校と地域がこれまで以上に連携し、こどもが地域の中で見守られ成長していけるような地域づくりを行います。
▶ 安全で安心して通行できるように市道を整備するとともに、交通安全施設を整備して交通事故を防止します。
▶ 異常気象や大規模災害等の災害時においても、こどもの権利が保障された「こどもの居場所」が確保され、家庭や学校における日常的ケアに加え、地域と連携したこどもの未来や挑戦を支える環境づくりを提供します。
▶ 災害時においても、障害のあるこどもや医療的ケアを必要としたこどもに配慮した支援を行います。

主な取組

■こどもを守る地域づくり■

取組内容	概　要	担当課
学校教育における 青少年健全育成の推進	各小・中学校において警察や関係機関と連携し、薬物乱用防止教室と非行防止教室を実施し、啓発を行っていきます。中学校ではネットモラル講演会を行い、企業等から講師を招き、こどもの健全育成を図ります。	学校教育課
コミュニティ・スクール	各小・中学校では、コミュニティ・スクールとして学校関係者と地域の関係者が情報や課題を共有したり、教育目標や目指すべきこども像について協議を行う等、学校・家庭・地域の連携・協働体制を構築していきます。また、こどもの居場所を地域と連携して支えていきます。	学校教育課
地域学校協働活動	学校、家庭、地域が連携し、協働して教育課題を解決する取組として、「地域学校協働本部」を各中学校区にある公民館に設置し、「学校を核とした地域づくり」を進めます。地域学校協働本部は、学校と地域の橋渡し役として活動していきます。また、夏季等の長期休業期間に公民館の会議室等を自習室として開放し、ボランティアの学習支援者を派遣しています。	生涯学習課
喫煙・飲酒防止対策等の推進	全世代を対象として、市の各種イベントで喫煙・飲酒に関するポスター、リーフレットを配布します。また、成人式でも飲酒・喫煙に関するリーフレットを配布します。	健康支援課
青少年育成推進員会 青少年をまもる店	青少年の健全な成長を阻害し、非行のきっかけになる恐れのある商品を「売らない」「置かない」「買いにきたら注意を促す」青少年をまもる店として協力してもらいます。	スポーツ青少年課
民生委員・児童委員	民生委員は、それぞれの担当地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、市や関係機関へのパイプ役として、社会福祉の増進に努め、「児童委員」を兼ねています。	地域共生推進課
地区社会福祉協議会	地域住民が自発的に取り組むために設立された自主的な住民組織として、地域の祭り参加、子育て支援情報発信、学校・保育園の行事参加・連携、挨拶運動、通学路の安全調査協力、地区防災計画の策定、美化活動、夏休みラジオ体操、こども食堂、あいさつ運動等の住民参加による活動を通して、日々の暮らしの中にある福祉課題の解決に取り組んでいます。	地域共生推進課
自主防犯活動支援 （防犯パトロール用品貸与）	自主的な防犯活動を行う団体への支援として、防犯パトロール用品を貸与することで、防犯意識の啓発や犯罪への抑止力の一層の向上を図ります。	危機管理室
防犯マップの作成	地域住民や防犯団体等との協働により現地踏査（フィールドワーク）を実施し、見守りが実施されている安全な場所や注意が必要な危険な場所等の情報を集め、「和光市防犯マップ」を作成して、こどもの見守り活動での活用を促進します。	危機管理室

取組内容	概　要	担当課
防犯リーダー養成講座	犯罪の状況やその対策、地域での防犯について理解を深め、地域や学校区域で中心となって防犯活動できる人材を増やすため、市内在住・在勤・在学者を対象に和光市防犯リーダー養成講座を開催します。	危機管理室
青色防犯パトロール	青色防犯パトロールカーの定期運行により市内全域のパトロールを行い、不審者情報等があった際には該当地域を重点的に巡回して注意喚起や犯罪抑止を図ります。	危機管理室
AED の設置	公共施設等に AED を設置し、施設利用者等の安全な利用環境を整えます。	各所管課
教育・保育施設等の適切な施設管理	教育・保育設置運営事業者に対し、耐震性を含む安全な施設の確保のために、定期的なメンテナンスや日々の施設の管理等の対応を引き続き求めていきます。	保育施設課
公園の安全確保	こどもの安全、安心を確保した公園となるよう、定期的な遊具点検や樹木の剪定等の維持管理を行います。	公園みどり課
地域住民による公園の見守り体制の整備	公園の魅力を高め、多くの地域住民が公園を利用することによって、自然と見守り体制ができるようにします。また、公園利用における課題解消を図ります。	公園みどり課
安全に通行できる市道の維持管理と整備	安全で安心して通行できるよう、市道における道路拡幅や歩道や車道の設置工事を行うとともに、交通事故防止・抑制となる路面標示やカーブミラー等の整備を行います。	道路安全課
通学時の安全確保（スクールガードの育成等）	通学時の交通事故等の防止のため、スクールゾーンの設定や交通指導員の配置、スクールガード・リーダーの活用を行います。危険箇所を定期的に点検し、見守り体制を強化していきます。	学校教育課
交通指導員の配置	登下校において交通指導員の適切な配置を行うとともに、学校を中心とした地域及び保護者を交えた防犯及び交通安全指導体制を構築していきます。	教育総務課
指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）	４月第４水曜日から 10 月第４水曜日のうち、原則「熱中症特別警戒アラート」が発表された時に、猛暑から身を守るため、公共施設等をクーリングシェルターとして開放します。	健康支援課
まちのクールオアシス	熱中症予防対策のために、夏季外出時（６月１日から９月 30 日まで）に各公共施設等を「わこうクールオアシス」として、開放します。	健康支援課
デート DV 防止セミナー	若者に対して、交際相手や配偶者からの暴力の問題について考える機会の積極的な提供の一環として、中学生の生徒を対象に DV 根絶に向けた意識の醸成を目指すセミナーを開催します。	企画人権課
こどもの消費者被害の防止	こどもの消費者被害を防ぐために学校等への消費生活講座・講習会を開催し、学校への注意喚起メールの配信、消費生活カレンダーの配布等の啓発活動を行います。	市民活動推進課

意見はここに反映！

意見はここに反映！

■こどもの権利が保障された災害に備える地域づくり■

取組内容	概　要	担当課
避難行動要支援者名簿の作成	避難行動要支援者名簿を作成し、個別計画を作成する等名簿を適切に活用し、対象者の生命・身体を災害から保護します。	地域共生推進課
福祉避難所の整備	大規模災害発生時に福祉避難所において、障害のあるこども・医療的ケアが必要なこども、妊婦等が安心して避難生活を送ることができる環境や体制を整備します。また、訓練の実施や備蓄品の確認等を行います。	障害福祉課 保育施設課 地域共生推進課 危機管理室
防災意識の向上に向けた取組の推進	教育・保育施設や子育て支援施設等に対し、より機動性のある現実的な非常災害対策を図るため、定期的な備蓄品の確認、避難マニュアルの見直し、BOSAI フェアや地域防災訓練の実施等を通じて防災意識の向上を促します。	保育施設課 危機管理室
教育・保育施設等に対する避難訓練等	教育・保育施設において、非常時に円滑な対応ができるよう定期的に引き取り・引き渡し訓練等を実施します。	保育サポート課

基本方針３

こどもが健やかに育つ「こどもまんなか」の環境づくり

「こどもまんなか社会」を実現するため、こども・若者が安心して楽しく過ごすことのできる居場所の確保を推進します。

情操教育、社会教育を含めた心身の健やかな健康を支える取組を推進し、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高めていきます。

また、こどもの成長は家庭が基盤となることから、保護者を含む子育て当事者に対して情報提供や学習機会の提供を行い、こどものより良い成長につなげます。

様々な体験を通じて次世代の担い手を育成し、地域での活動が世代を通じて継続し、循環していく仕組みの構築を図ります。

■基本方針３の成果指標■

指標の内容	▶	目指す状態
居心地がいい、安心できる、ここに居たいという場所があると回答する小中学生の割合	▶	こどもが、心から安心して居られる場所があると感じている
自宅以外で、居心地がいい場所があると回答する若者の割合	▶	若者が、自宅以外で安心して居られる場所があると感じている
今の生活が楽しいと回答する小中学生の割合	▶	こどもが、今の生活を楽しいと感じている
今の生活が楽しいと回答する若者の割合	▶	若者が、今の生活を楽しいと感じている
児童センター・児童館を利用する中高生の人数	▶	児童館センター・児童館が中高生の居場所の一つとなっている

基本施策 3-1

こども・若者の居場所づくり

市の課題

- こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所となり得ます。居場所は、遊び、体験活動、オンライン空間等多様に存在し、どこを居場所と感じるかは、こども・若者本人が決めることです。居場所は日々変化しやすいため、こどもの意見を聴くことが必要です。
- 多くのこどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら他者と関わり育つ大切な場所の一つであり、一日の大半を過ごす居場所でもあります。
- 小学生の放課後の居場所の一つである学童クラブとわこうっこクラブにおいては、待機児童の解消と児童の交流促進を図ってきました。今後はより一層支援の質の向上を目指すことが必要です。
- こども・若者が、身近な地域においても、それぞれのライフステージに応じた多様な居場所を持てるよう支援していくことが必要です。
- こどもがボール遊び等、のびのびと外遊びができる環境が少なくなっています。

こども・若者の声

★ 無料で勉強ができる場所がほしいです。（中学生・高校生・大学生）
★ なんでもいいので、無料でいられて、フリー Wi-Fi とコンセントがあって、勉強ができる場所がほしいです。（高校生・大学生）
★ 屋外のバスケットゴールを設置してほしいです。（中学生・高校生・大学生）
★ ボールを使える公園を増やしてください。（小学生）
★ スケートボードパークをつくってください。（高校生・大学生）
★ 遊具がたくさんあって、疲れたら休憩できる場所もあって、夏は水遊びができる、そんな場所があるといいです。（小学生）
★ 和光にもっと大きい図書館があるといいです。家族や友達と一緒に来て沢山の本を読みたいです。（小学生）
★ 図書館の自習スペースを若者が使いやすいように広くしてほしいです。（高校生）

子育て家庭の声

★ 長期休暇中や給食のない日にお昼を食べられるこども食堂が欲しいです。
和光市の学童は希望すれば昼食の用意が要らず助かりますが、中学年以降になると学童には通いたがらなくなります。学童を辞めてしまうと、昼食用意の負担が増してしまいます。（保護者）

施策の方向性

- こども・若者の居場所をつくっていくために、こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こども・若者と共に居場所づくりを行っていきます。
- こどもの居場所の中には、こども食堂や学習支援、プレーパークのように市民活動団体等が担い手となっているものもあるため、それぞれの役割と自主性を踏まえ、市はこうした活動に後方支援や協働を行っていきます。
- こども・若者が身近な地域で成長に応じた居場所の選択ができるよう、学童クラブ、わこうっこクラブ、子ども教室、図書館、公民館、児童館、公園、勤労青少年ホーム、勤労福祉センター等の公共施設での各種事業の質の充実を図ります。
- 若者の意見からは、Wi-Fi やコンセントが居場所に必要だという声や、無料で学習できるスペースがほしいという声があります。若者の居場所や若者が活動できる場づくりを若者と共に考えてつくっていきます。

主な取組

■こども・若者の居場所づくり■

取組内容	概　要	担当課
一体型施設・一体的運営による学童クラブとわこうっこクラブ等放課後対策事業の推進	待機児童の解消と児童の交流促進を図るため、学童クラブとわこうっこクラブとの一体的な事業を展開し、児童の放課後の居場所、多種多様な体験機会を確保します。	保育施設課 生涯学習課
学童クラブ （放課後児童健全育成事業）	就労等により保育を必要とする場合に、放課後や長期休暇時において、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	保育施設課
わこうっこクラブ・子ども教室（放課後子供教室）	「わこうっこクラブ」は小学校の余裕教室等を活用し、児童が教育活動サポーターの見守りの下、宿題・自主学習・室内遊び・外遊び等をして放課後等を安全に過ごす居場所を提供する事業です。地域の方々の参画を得て、こどもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する「子ども教室」をわこうっこクラブで定期的に開催しています。	生涯学習課
児童センター・児童館	児童に対し健全な遊びの場を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設を運営していきます。幅広い年齢が参加できる事業や季節ごとのイベント等を通じて多様な居場所を創出します。	保育施設課
公民館・図書館	公民館ロビー等をこどもたちの勉強や交流スペースとして提供します。図書館本館・図書館下新倉分館では、会議室が空いている土日を、中高生の試験前に開放しています。また、図書館、公民館図書室において、こどもたちが図書に触れる機会を提供します。	生涯学習課

意見はここに反映！

取組内容	概　要	担当課
コミュニティセンター・地域センター	中高生や大学生等の市民が日常的に学習できるよう、各施設において学習スペースの確保に努めます。	市民活動推進課
総合体育館・アーバンアクア公園	児童生徒を対象としたスポーツの技能を獲得する教室を開催する等、指定管理者と連携して、各年代に対しての事業を開催します。なお、総合体育館ではパークギャラリーを常時開放し、学習スペースを提供しています。	スポーツ青少年課
広沢複合施設の運営	指定管理者と連携し、スポーツ・レクリエーションの活動拠点として利活用を促進します。また、複合施設としての利点を生かし、児童センターにおいて、こども・若者がイベント等の企画運営に参画する機会を推進し、こども・若者の意見を聴き、イベントを実施します。	資産戦略課 スポーツ青少年課 保育施設課 健康支援課
地域の公園の整備	各区画整理事業地域において新規公園を整備するとともに、既存の公園については、公園遊具の更新等の実施により、こどもの遊び場としての定着を図ります。	公園みどり課
プレーパーク事業	地域団体等と協働し、こどもの自由な発想による遊びを通じて、こどもの創造力、社会性、健康的な発達を促す活動を実施します。	保育施設課
勤労福祉センター・勤労青少年ホーム	勤労福祉センターや勤労青少年ホームでは、趣味、教養、就職に役立つスキル等に関する講座等の事業を開催します。勤労福祉センターでは、アスレチックルームを無料開放し、誰でも気軽に利用できる運動環境を整えていきます。	産業支援課
和光こどもの居場所会議	こどもの居場所づくりを行っている市民活動団体やNPO法人、社会福祉協議会等と協働で、こどもの居場所づくりを進めていきます。また、市のホームページ等で「こどものいばしょマップ」を発信し、情報提供に努めます。	子ども家庭支援課
コミュニティ・スクール（再掲）	各小・中学校では、コミュニティ・スクールとして学校関係者と地域の関係者が情報や課題を共有したり、教育目標や目指すべきこども像について協議を行う等、学校・家庭・地域の連携・協働体制を構築していきます。また、こどもの居場所を地域と連携して支えていきます。	学校教育課
地域学校協働活動（再掲）	学校、家庭、地域が連携し、協働して教育課題を解決する取組として、「地域学校協働本部」を各中学校区にある公民館に設置し、「学校を核とした地域づくり」を進めます。地域学校協働本部は、学校と地域の橋渡し役として活動していきます。また、夏季等の長期休業期間に公民館の会議室等を自習室として開放し、ボランティアの学習支援者を派遣しています。	生涯学習課
子育て活動推進事業費補助金	子育て活動支援を行っている団体の事業に対して補助を行います。	子ども家庭支援課

意見はここに反映！

基本施策 3-2

こどもの自主性と社会性を育む環境づくり

市の課題

- 自然環境が減少し、こどもが自然体験を行う機会が減り、自然の中での多様な遊びや体験をする機会が少なくなっています。
- こどもの多様な経験と自己肯定感の向上には、こどもが幼少期からスポーツや文化に親しむことが重要です。
- 自然体験、社会体験、文化的体験は、こどもの発達や社会性に影響することから、多様な体験機会の提供が必要です。

子育て家庭の声

★ **こどもが地域の方と交流する機会（保育園、幼稚園、学校等で地域の方と協力して何かするイベント等）がもっとあれば、ぜひ参加してみたいです。（保護者）**

施策の方向性

- 自由な発想による外遊びを通じて、こどもの創造力、社会性、発達を促す機会の提供を図ります。
- こどもたちが身近な場所で多様な体験ができるよう、こどもの居場所の一つである図書館、公民館、児童館等で体験活動や学習機会の提供を行っていきます。
- 親子や多世代で参加できるスポーツイベントの実施や、スポーツに参加できる機会の充実を図ります。
- こどもの権利保障の理解促進を図るため、こどもも大人もこどもの権利を学ぶ機会をつくります。
- こどもや若者の自主性や社会性を育むために、市の事業や地域において体験活動や学習機会の充実を図ります。

プレーパーク

図書館おはなし会

主な取組

■外遊び・自然体験■

取組内容	概　要	担当課
プレーパーク事業（再掲）	地域団体等と協働し、こどもの自由な発想による遊びを通じて、こどもの創造力、社会性、健康的な発達を促す活動を実施します。	保育施設課
外遊びの推進	地域の公園を活用し、外遊びの楽しさを伝えます。	子ども家庭支援課
あそぼう会	保育園の園庭を開放し、子育て家庭に対し、保育の様子を見学する機会や遊び場を提供するとともに、子育てに関する相談や助言等、必要な支援を行います。	保育サポート課
夏休みジャブジャブ大会	こどもたちに自然の大切さや生物の力強さ等に興味を持ってもらうため、地域の河川においてこども向け自然観察会（生物調査）を実施します。	環境課
みどりの学校ファームによる栽培体験活動	生命、自然、環境や食物等に対する理解を深めるとともに、豊かな情操力や生きる力を身につけるため、農業体験活動を実施し、各学校の特色を生かした体験活動を教育活動に位置づけます。	学校教育課
観光農園推進事業	市民の農業への理解を醸成させるため、農業者や農地と直接触れ合える収穫体験を実施します。	産業支援課

意見はここに反映！

■社会体験■

取組内容	概　要	担当課
生涯学習機会の提供	市内の国の機関や民間企業の協力を得て、子ども大学わこうや子ども科学教室等の生涯学習事業を実施します。 公民館では、こども向けの講座や教室を実施し、小中学校の長期休業期間に合わせて自習室を開放します。それぞれの公民館の地域特性を生かした参加・体験型の魅力ある講座等を企画します。	生涯学習課
清掃センター施設見学	市立小学校４年生を対象とした清掃センター施設見学を通して、地球環境保護、リサイクル推進について意識啓発を行います。	環境課
省エネコンテスト	家庭での地球温暖化対策として、日常生活で省エネルギーを意識し実践することを目的に、市立小学校４年生を対象に省エネルギーチェックブックに取り組み、顕著な取組成果を得た児童を表彰します。	環境課
職業体験	中学生が、勤労の尊さや生産することの喜びを体得するため、各事業所における職場体験や、多様な職種の方を招いて講演を行います。職業の体験活動の機会が確保できるよう、事業所等への働きかけを行います。	学校教育課
全国「水道週間」における南浄水場の施設見学	こどもの水と水道に関する理解を深めるため、毎年水道週間事業の一環として、市立小学校４年生や一般市民を対象に南浄水場施設見学を実施します。内容は、浄水場施設内の見学のほか、上総掘り等井戸の見学及び体験等を行います。	水道施設課
平和に関する講演会	中学生及び市内在住・在学生を対象に日常生活の中で平和を感じながら、世界の現状に目を向け、戦争の悲惨さや平和の尊さを知り、平和なまちであり続けるために、何ができるか考えるきっかけをつくるための講座を開催します。	企画人権課

■文化的体験■

取組内容	概　要	担当課
総合体育館・ アーバンアクア公園 （再掲）	児童生徒を対象としたスポーツの技能を獲得する教室を開催する等、指定管理者と連携して、各年代に対しての事業を開催します。なお、総合体育館ではパークギャラリーを常時開放し、学習スペースを提供しています。	スポーツ青少年課
青少年健全育成事業	青少年育成和光市民会議において、夏季スポーツ大会、たこあげ大会、青少年健全育成作文発表会・表彰式等、こどもたちが親や友人、地域の方と交流を図るイベントを実施します。	スポーツ青少年課
青少年相談員協議会 事業	青少年相談員協議会が青少年の健全な育成のため、小学生を対象に、学年や学校の異なる仲間達と共に過ごし、様々な体験活動の機会を提供します。	スポーツ青少年課
親子でできる プログラム	より多くの親子にスポーツに対して関心を持っていただくため、親子を対象としたプログラムの拡充を図ります。	スポーツ青少年課
文化財を活用した 体験機会の充実	地域における伝統文化等を未来に継承するため、新倉ふるさと民家園において伝統的季節行事や伝統的文化に関する体験事業を実施するほか、様々な文化財を活用して市の歴史や文化に触れる機会をつくります。	生涯学習課
図書館でのこども 向け事業	図書館において、ブックスタート事業、あかちゃんと楽しむ絵本とわらべうた、あかちゃんタイム、絵本とおはなしの会、こどもの科学、ぶっくわーるど、ワンダークラブ等、乳幼児期から本と接する機会をつくるとともに、ビブリオバトル、ＹＡ講座等、中高生参加事業も実施します。毎年度事業計画を検討し、各種事業を実施します。	生涯学習課

■人権学習■

取組内容	概　要	担当課
人権教室	小学生を対象に様々な人権問題についてこどもたちと一緒に考えることを目的に人権教室を実施します。	企画人権課
こどもの権利保障の推進	こどもの権利を楽しく学べる機会を提供します。	子ども家庭支援課

■こどもの育ちの支援■

取組内容	概　要	担当課
子育て活動推進事業費 補助金（再掲）	子育て活動支援を行っている団体の事業に対して補助を行います。	子ども家庭支援課
こども誰でも通園制度 （乳児等通園支援事業）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、０歳６か月から満３歳までのこどもへの支援を強化することを目的とした新たな通園給付制度です。	保育サポート課 子ども家庭支援課

基本施策 3-3

こどもの心と体を育む健康づくり

市の課題

- 心と体、性について正しい知識を得ることができるよう情報の周知啓発を図っていく必要があります。
- 自分自身の健康を管理して、健康的な生活習慣を身につけることが、健康を維持するだけでなく、よりすてきな人生をおくることにつながります。
- 小中学生へのアンケート調査結果から、こどもの睡眠不足が多い傾向にあります。
- 成人期における生活習慣病等の増加から、こども期からの「食」への関心・理解を深めることが必要です。
- こども・若者の自殺者の増加が社会問題化されています。

こども・若者の声

★ ジェンダーレスな社会にしてほしいです。（小学生）

施策の方向性

- 思春期の世代が自分の体や性の悩みを抱え込むことなく、性と生殖に関する健康や権利について正しい知識を持つため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※3の理解を図ります。
- 男女が妊娠についての正しい知識を持ち、自分たちの生活や健康に向き合うプレコンセプションケア※4の推進を図ります。
- 心と体と健康の正しい知識を持ち、自分を主体的に守ることができるようなこどもの健康づくりを推進し、自殺防止対策の取組を実施します。
- 食に関する知識の普及啓発を行うため、保育所、認定こども園、幼稚園、学校等において、こどもや保護者に対して「食」への関心・理解を深める事業を実施し、こどもの将来につながる健康の基礎づくりの取組を進めます。
- 健康な体をつくることができるよう、ライフステージに応じたスポーツ環境の充実に取り組みます。具体的な取組は、スポーツ推進計画において推進していきます。

[3] リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、性やこどもを産むことに関わる全てにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で選択し、決められる権利のこと。
[4] プレコンセプションケア：若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うこと。WHO（世界保健機構）では、「妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的な保健介入を行うこと」と定義している。広い意味では、男女ともに若いうちから正しい知識を持ち、自分の心身の健康管理を行うことを意味する。

主な取組

■こどもの心と体の健康づくり■

取組内容	概　要	担当課
リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての意識啓発	あらゆる世代が、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて関心を高め、正しい知識が得られるよう情報提供を行います。また、学校教育全体を通じて、心身の発育・発達や病気の予防等に関する知識を確実に身につけること、生命の尊重や相手を思いやること等教育の充実を図ります。	企画人権課 学校教育課
プレコンセプションケア	男女共に若いうちから健康に関する正しい知識を持ち、自身で健康管理が行えるよう啓発します。また、母子保健の一環として、妊婦健康診査費用の助成を通じて、健康な妊娠と出産をサポートします。 学校教育において、保健の授業や特別活動の時間を通して、小･中学校各学年の発達段階に応じた健康教育を実施します。	健康支援課 ネウボラ課 学校教育課
自殺防止対策（再掲）	市内小中学生に対し、夏休みの課題として“いのちの標語”の募集を行うとともに、学校及び教育委員会と連携して児童生徒への啓発の手法を検討します。毎年９月と３月に広報やSNS 等で自殺予防の普及・啓発を行います。また、教育活動全体における道徳・人権教育、保健学習におけるこころの健康に関する指導を行います。	健康支援課 学校教育課
わこうおとどけ健康フェア	民間企業、食育コンソーシアムとコラボする「わこうおとどけ健康フェア」を実施し、こどもの健康づくりの趣旨普及を図ります。あわせてヘルスサポーターの協力を仰ぎ、多世代間の交流を図ります。	健康支援課

■「食育」による健康づくり■

取組内容	概　要	担当課
保育園等における食に関する取組（こども向け／保護者向け）	保育施設に入所しているこどもに対し、日々の給食提供や食育活動を通して健やかな心と体を育めるよう支援するとともに、保育施設の取組を通じて保護者支援を行います。	保育サポート課
学校教育における食に関する取組（こども向け／保護者向け）	食育レシピ集のホームページ掲載、給食試食会、地産地消の推進、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進等により、こどもや保護者への食育に関する支援の充実を図ります。	学校教育課
栄養マネジメント	管理栄養士により、支援・配慮を要する児童及びその保護者に対し栄養指導計画を作成し、栄養指導及び調理支援を行います。	子ども家庭支援課
食育推進事業	第三次和光市食育推進計画の基本方針に基づき、親子の食育講座・イベント等を通じ、将来的な健康の基盤づくりの取組を進めます。また、地産地消、伝統的食文化の継承、栄養バランス等の食育講座等を開催します。	健康支援課

取組内容	概　要	担当課
公民館での食に関する取組	公民館において、親子料理教室等の食に関する取組を行います。	生涯学習課
交流都市「十日町産魚沼コシヒカリ」の給食使用	児童生徒に豊かな食を提供し、交流都市への理解を深めるため、毎年 10 月から新潟県十日町市のお米を可能な範囲で数回程度市立小中学校の給食で使用します。	学校教育課
みどりの学校ファームによる栽培体験活動（再掲）	生命、自然、環境や食物等に対する理解を深めるとともに、豊かな情操力や生きる力を身につけるため、農業体験活動を実施し、各学校の特色を生かした体験活動を教育活動に位置づけます。	学校教育課

基本方針４
安心・安全な 妊娠・出産・子育て支援の推進
～わこう版ネウボラの充実～

アンケート調査結果によると、１割程度の保護者は「子育てに関する相談先はない」と回答しています。子育ての負担感や孤立感の解消・軽減を目指し、安心・安全に妊娠・出産・子育てができるよう、これまで行ってきた「わこう版ネウボラ」を更に推進し、出産前から子育て期に至るまでの総合的な伴走型相談支援体制の充実を図ります。

市は、令和７年度（2025 年度）に和光市総合こども家庭センターを開設します。和光市総合こども家庭センターは、子育て家庭に対する包括的な支援体制の中心となり、医療・保健・福祉・教育等との有機的な連携体制を確立し、妊産婦、子育て家庭、こどもへの必要な支援を行います。特に困難を抱える家庭をできる限り早期に発見・把握し、個別支援計画の策定をすることにより、切れ目のない支援を行います。

また、障害のあるこども、医療的ケアが必要なこども、配慮を要するこどものいる家庭等の多様なニーズを適切に把握し、必要に応じた支援を届けられるよう、サポート体制の充実を図ります。

■基本方針４の成果指標■

指標の内容	▶	目指す状態
子育てを楽しいと感じることの方が多いと回答する保護者の割合	▶	保護者が、子育てを楽しいと感じている
子育てについて相談できる人や場所があると回答する保護者の割合	▶	保護者が、安心して子育てについて相談できる人や場所があると感じている
和光市は子育てしやすいところだと回答する保護者の割合	▶	保護者が、安心して子育てができている
乳幼児健康診査の未受診率	▶	こどもが健やかに成長できている

基本施策 4-1

妊娠・出産・子育てを支える切れ目のない伴走型支援の強化

市の課題

- 市内に出産できる施設が１か所であり、市外での出産も多いため、周辺自治体の医療機関との情報連携が必要です。
- コロナ禍を経て、友人とのつながりやコミュニティの希薄化が追い打ちをかけ、妊婦や子育て家庭の相談先は配偶者やパートナー、家族や親族が多く、孤立化が危惧されます。特に０歳児を育てる家庭は孤立化しやすいことから、見守りや孤立防止に向けた取組を強化する必要があります。
- 育児支援や母親の出産後の体の回復、心理的な安定を支援するための産前・産後ケア事業は、必要としている人が多く、量の確保とサービス内容の検討が必要です。
- アンケート結果からは、妊娠期や子育て家庭の保護者から、各施設でのイベント周知のデジタル化、相談のオンライン化、各種手続きのオンライン化が望まれています。

子育て家庭の声

★ 産院が少ないため母親の出産後を医療的な面で相談できる先がないことが課題だと感じています。（保護者）

★ プレパパママ教室を予約しましたが、電話での予約が必要で、平日は仕事がある中で予約するのは難しいと感じました。予約等がオンラインで完結できるようにしていただきたいです。（妊婦）

★ インターネットや SNS で情報があふれていて、正しい情報が分からなく困っています。相談できる子育て世代包括支援センターで聞くこともできますが、保活について等気軽に相談できるコミュニティがあればいいと思います。（妊婦）

★ こどもに関する専門相談を利用しますが、２ヶ月先の予約しかとれないので、すぐに相談したいときに不便です。早く相談できる場所、窓口を増やしてほしいです。（保護者）

★ 自身の心の不調がある時に相談できる場所を知りたいです。それから、親が体調不良でこどもの面倒をみるのがつらいときに、預けられる場所があると助かります。（保護者）

施策の方向性

- 妊娠・出産・子育て等に関する切れ目のない伴走型支援を行い、安心・安全に妊娠・出産・子育てができるよう「わこう版ネウボラ」を更に推進し、令和９年度（2027 年度）に市の子育て世代包括支援センターの一部を母子保健と児童福祉の機能を併せ持った「(仮称)地域こども家庭センター」に移行します。
- 妊娠期から子育て期の全ての保護者が、いつでもどこでも気軽に情報を得ることができるデジタル化・オンライン化の環境を整え、必要な支援が必要な人に届くようなプッシュ型の子育ての情報提供に取り組んでいきます。また、各種申請手続きや相談支援をオンライン化する等、利便性の向上を図ります。

主な取組

■妊娠期からの切れ目のない伴走型支援■

取組内容	概　要	担当課
総合こども家庭センター	母子保健と児童福祉の一体的な運営と関係機関等との連携により、多様なニーズを有する子育て家庭と信頼関係を構築し、育児不安や負担感、孤立感等を軽減させ、安心して暮らせるよう中核的な相談支援を実施します。	ネウボラ課 子ども家庭支援課
（仮称）地域こども家庭センター（子育て世代包括支援センター）	令和９年度からは、現在の子育て世代包括支援センターが（仮称）地域こども家庭センターに移行し、母子保健と児童福祉の一体的な支援を実施します。	ネウボラ課 子ども家庭支援課
産前・産後サポート事業	プレパパママ教室、新米ママ学級、赤ちゃん学級等の子育て講座を実施し、安心して育児を行えるようにサポートします。また、オンラインによる参加も推進します。	ネウボラ課
妊婦のための支援給付	妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を一体的に実施し、妊婦のための支援給付金を支給します。	ネウボラ課
こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	生後４か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、心身の状況及び養育環境等の確認を行い、相談・助言その他の支援を行います。	ネウボラ課
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	生後 57 日から小学生までのこどもについて、地域における相互援助活動として、一時預かり（協力会員宅等）や保育施設への送迎等を実施します。	ネウボラ課
産前・産後（家事）サポート事業	妊娠期から産後 56 日目までの乳児のいる家庭において、家事や乳児のお世話をサポートします。	ネウボラ課
緊急サポートセンター事業	生後 57 日から小学生までのこどもについて、病児や病後児、緊急時の一時預かり（宿泊含む）を実施します。	ネウボラ課

意見はここに反映！

意見はここに反映！

取組内容	概　要	担当課
ホームスタート （家庭訪問型子育て支援事業）	研修を受けた地域の子育て経験者が家庭訪問等をし、傾聴と協働により、家事や育児をサポートします。	ネウボラ課
地域子育て支援拠点事業	令和９年度からは、（仮称）地域こども家庭センター等において実施します。	ネウボラ課
児童センター・児童館における親子交流事業	幼児サークルや親子製作等の親子がふれあう事業の実施を通じて、子育て中の保護者間の交流を支援します。また、保護者のリフレッシュのためのイベント等、様々なイベントを実施します。併せて、地域の子育て相談機関として相談機能の充実を図ります。	保育施設課

意見はここに反映！

■母子保健事業と予防接種事業■

取組内容	概　要	担当課
母子健康手帳の交付	令和９年度からは、（仮称）地域こども家庭センター及び総合こども家庭センターにおいて交付します。 また、母子健康手帳のデジタル化及びオンライン化、プッシュ型通知の運用について検討します。	ネウボラ課
妊婦健康診査助成	母子共に安心、安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査を定期的に受診することができるよう、費用の一部助成や受診勧奨を行います。	ネウボラ課
産前・産後ケア事業	妊産婦に対して、心身のケアや育児サポートとして、産後ケア訪問、ショートステイ、デイケアを実施します。（妊婦はデイケアのみ利用可）	ネウボラ課
乳幼児健康診査	出産後から就学前までの切れ目のない乳幼児健康診査（１か月・４か月・10 か月・１歳６か月・３歳４か月・５歳）を実施し、心身の発育状況の確認及び適切な指導等を行います。	ネウボラ課
子育てサポート相談 （乳幼児健康診査時）	子育てに悩みを抱える保護者を対象に、心理士による相談・助言を行います。	ネウボラ課
栄養教室 （乳幼児健康診査時）	乳幼児健康診査時に、管理栄養士による離乳食教室や幼児食に関する教室や相談を実施します。	ネウボラ課
歯科教室 （乳幼児健康診査時）	乳幼児健康診査時に、歯科衛生士によるむし歯予防教室やはみがき教室等を実施します。	ネウボラ課
乳児相談	地域子育て支援拠点において、乳児の身体計測や月齢に合わせた保健・栄養指導を実施し、乳児の健やかな成長を支援します。	ネウボラ課

取組内容	概　要	担当課
乳幼児発育発達における各種相談事業	発育発達に課題を持つ乳幼児に対し、小児科医による２～４か月児発育発達相談、言語聴覚士によることばの相談、心理士によるなかよし相談、心理相談、小児神経科医によるすくすく相談を実施します。	ネウボラ課
乳幼児健康診査後の経過観察教室	発達の課題を抱える幼児の経過観察及び親子支援として、１歳６か月児健康診査後にたんぽぽ教室、５歳児健康診査後にひまわり教室を実施します。	ネウボラ課
こどもの食事と栄養相談	親子の栄養に関する相談を電話・来所にて実施します。 乳児相談の中で栄養相談を実施し、赤ちゃん学級で食事に関する講座を実施します。	健康支援課 ネウボラ課
予防接種事業	被接種者が予防接種をできるよう、適切な時期に接種勧奨通知を送付します。被接種者の保護者を対象に予防接種に関する相談対応を実施します。里帰り等で県外でも予防接種ができるよう、申請に基づき償還払いを実施します。	健康支援課
プレコンセプションケア（再掲）	男女共に若いうちから健康に関する正しい知識を持ち、自身で健康管理が行えるよう啓発します。また、母子保健の一環として、妊婦健康診査費用の助成を通じて、健康な妊娠と出産をサポートします。 学校教育において、保健の授業や特別活動の時間を通して、小･中学校各学年の発達段階に応じた健康教育を実施します。	健康支援課 ネウボラ課 学校教育課

■安心して医療にかかれる取組■

取組内容	概　要	担当課
子ども医療費助成費助成	出生又は転入日から 18 歳の年度末までのこどもにかかる医療費を助成します。	ネウボラ課
ひとり親家庭等医療費助成	出生又は転入日から 18 歳の年度末までのひとり親家庭等の親子にかかる医療費を助成します。（所得制限あり）	ネウボラ課
早期不妊・不育症検査費助成・不妊治療費助成	早期不妊･不育症検査費及び不妊治療費の一部を助成します。	ネウボラ課
未熟児養育医療費助成	身体の発育が未熟のまま生まれ、指定養育医療機関での入院養育が必要な乳児に対して、医療費を助成します。	ネウボラ課

■家庭支援事業■

取組内容	概　要	担当課
児童育成支援拠点事業（再掲）	生活困窮世帯や養育困難世帯等、支援・配慮を要する世帯に属する児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行います。	子ども家庭支援課
子育て世帯訪問支援事業（再掲）	訪問支援員が家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	子ども家庭支援課
養育支援訪問事業（再掲）	専門性を持った支援員が児童の養育について支援が必要な家庭を訪問し、養育技能の向上等を目的とした継続的な支援を実施します。	子ども家庭支援課
親子関係形成支援事業（再掲）	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、親子の適切な関係性を構築します。また、保護者同士が情報の交換をできる場を設けます。	子ども家庭支援課
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者の急な疾病等により児童の養育が困難になった際に、ショートステイ・トワイライトステイとして、短期的に児童養護施設等でこどもの養育・保護を行います。	子ども家庭支援課
一時保育（一時預かり事業）（再掲）	保護者において、家庭での育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減を図るため、一時的に必要な保育を行います。	保育サポート課

意見はここに反映！

基本施策 4-2

多様なニーズを有する子育て家庭への支援強化

市の課題

- 障害のあるこども、医療的ケアが必要なこども等の配慮を要するこどものいる家庭等、支援ニーズが多様化しています。
- こどもの発達に関する相談件数は増加しており、児童発達支援センターを中核とした相談等の支援機能の充実が求められています。
- ひとり親家庭は子育てと生計の役割を一人で担っているケースが多く、子育てと就労のバランスに大きな負担がかかるため、生活を支えるサービスが必要です。
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和３年法律第 81 号）が制定され、医療的ケアが必要なこどもがいる家庭への支援の充実が求められています。
- 外国につながりがある家庭は、ことばが通じず、孤立しやすいことから、必要な情報を得ることができる環境づくりが必要です。
- こどもの貧困の背景には様々な社会的要因があることから、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であり、こどもの貧困の連鎖を断ち切ることが必要です。

子育て家庭の声

★ 医療的ケアが必要なこどもの預かり先がなくとても困っています。和光市には支援学校はあるのに、放課後デイサービスはほぼありません。もっと障害のあるこどもに優しい支援やサービスを充実させてほしいです。（保護者）

★ 発達障害のあるこどもとその家族にとっても過ごしやすい環境にしてほしいです。（保護者）

★ 外国人にとって、英語でのサポートがもっとあればいいと思います。特に、こどものことについて聞きたいとき、家庭にも来てくれる通訳者がいてくれると嬉しいです。（保護者）

施策の方向性

- 和光市総合こども家庭センターでは多様なニーズを有する子育て家庭と信頼関係を構築し、育児不安、負担感、孤立感等を軽減させ、安心して暮らせるよう包括的な相談支援体制の強化を図ります。
- 離婚前後のひとり親家庭に対して、自立支援につながる相談支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケアが必要なこども及びその家庭にとっては、こどもと一緒に移動することが難しいこともあるため、オンラインを活用した相談支援の充実や、アウトリーチ型の支援を強化します。

- 外国につながりがある家庭への支援として、多言語化や、やさしい日本語化により必要な情報を得ることができる環境づくりを推進します。
- こどもの貧困対策は、地域福祉計画に具体的な取組を定めて推進していきます。（再掲）
- 障害のあるこどもへの支援のうち、障害者手帳の交付や必要な障害福祉サービスの調整、支援等については、児童福祉法に定める障害児福祉計画を包含した障害者・障害福祉計画に基づき、各種事業を展開します。

主な取組

■ひとり親家庭等への支援■

取組内容	概　要	担当課
ひとり親家庭等への支援	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の生活の安定・向上のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援等総合的な自立支援を進めます。	ネウボラ課
養育費・親子交流	離婚前後の親子の絆を育むため、親子交流や養育費の確保について周知し、相談支援の充実を図ります。	ネウボラ課
自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の生活の安定・向上のため、雇用保険制度の教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部として「自立支援教育訓練給付金」を支給します。また、資格を取得するための養成機関に就学する場合、生活の負担軽減として「高等職業訓練促進給付金」を支給します。	ネウボラ課

■障害のあるこどもがいる家庭への支援■

取組内容	概　要	担当課
児童発達支援施策推進協議会	障害のある、もしくは発達が気になるこどもが、最善の利益を保障され日常生活を送ることができるよう児童発達支援センター、すこやかわこうおやこサポートクリニック等の関係機関との連携を図りながら、児童発達支援に関する施策等を検討し、推進していきます。	意見はここに反映！ 子ども家庭支援課
児童発達支援センターを中核とした支援体制	児童発達支援センターやまぼうしは、地域における中核的役割を担い、多職種連携による支援体制を構築しています。家族の不安解消及び地域における障害のあるこどもや、発達が気になるこどもに対する支援の質の向上等に取り組みます。	意見はここに反映！ 障害福祉課 子ども家庭支援課
障害のあるこどもや保護者の交流	疾患や障害を持って生まれてきた乳幼児やその家庭の孤立化を防ぐため、交流の場として「クローバーグループ」を開催し、遊びを通じてこどもの成長を促していきます。	ネウボラ課
障害のあるこどもの保育	障害のあるこどもの保育を担う人材の育成を行い、事業が円滑に実施できるよう環境を整えます。全てのこどもの心身の成長発達が促進されるよう、保育を実施します。	保育サポート課

■医療的ケアが必要なこどもがいる家庭への支援■

取組内容	概　要	担当課
医療的ケア児等支援協議会	医療、福祉、教育、子育て等の各分野の関係機関とのネットワークにより必要な支援体制の仕組みづくり、支援サービスのあり方等を協議し、医療的ケアが必要なこども及びその家庭が地域において支障なく日常生活が送れるよう支援の充実を図ります。	子ども家庭支援課
医療的ケアが必要なこどもや保護者の交流	医療的ケアが必要なこどもやその保護者の交流の場として「にじいろの会」を開催します。	子ども家庭支援課
医療的ケアが必要なこどもの保育	みなみ保育園（公設保育施設）において、医療的ケアが必要なこどもに対し、一人一人の状況に合わせた配慮をしながら、保育の提供を行います。	保育サポート課 保育施設課

意見はここに反映！

■外国につながりがある家庭への支援■

取組内容	概　要	担当課
多言語表記の推進	言語や文化の違いにより生じる生活課題について、家庭に必要な情報を提供するため、各種申請等について、英語版等の申請書を用意します。	ネウボラ課 保育施設課 保育サポート課
やさしい日本語の推進（再掲）	外国人住民が日常生活に必要な行政情報を受け取れるよう、やさしい日本語での情報提供方法を庁内に周知し、誰もが行政サービスを受けられる体制の整備を働きかけます。	企画人権課

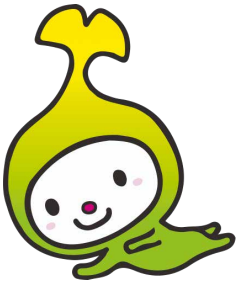

WAKO

基本方針５
子育て家庭を支える
教育・保育サービス等の充実

コロナ禍を経て、テレワークの普及等により働き方も多様化しています。

変則的な勤務に応じた保育、急な用事や育児疲れ解消等を目的とした保育等、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した質の高い教育・保育サービス等の提供が求められています。

また、共働き家庭が増加し、結婚・出産後も仕事を続ける人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要です。配偶者やパートナーと共に働き、共に育てる機運を醸成し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進していく必要があります。

■基本方針５の成果指標■

指標の内容	▶	目指す状態
和光市は子育てしやすいところだと思う保護者の割合（再掲）	▶	保護者が、安心して子育てができている
民間保育施設等における１施設あたりの平均指摘件数	▶	保育の現場において、保育の質の維持・向上が図れている
園生活において、こどもが大切にされていると回答する保護者の割合	▶	保育の現場において、保育の質の維持・向上が図れている

基本施策 5-1

自己肯定感を育むこどもの育ちの確保と家庭における子育て力の向上

市の課題

- 地域との関係性が希薄になり、これまで地域のつながりの中で得てきた子育ての方法や知識が得られず、子育て家庭の孤立化が進んでいます。
- 保護者の子育てへの学びの意欲は高まっており、オンラインの活用等様々な方法で保護者が学べる機会を充実させていく必要があります。
- 育児負担が依然として女性に集中している実態があり、父親が母親と一緒に子育てをする意識を高め、父親の子育てへの参画をより促進していく必要があります。
- 社会情勢や家庭環境により、こどもが時間に縛られ、主体的に遊ぶことや好きなことができない実態があるため、家庭を含む社会全体でこどもの権利保障を考えていく必要があります。

子育て家庭の声

★ 男性の育児に対する当事者意識が低いため、当事者意識を持たせるような場が必要だと感じます。（保護者）

★ 子育てについて気軽に聞ける場所や情報交換ができるコミュニティがあればと思います。（妊婦）

施策の方向性

- 乳幼児期の教育・保育の質の維持・向上を図るとともに、こどもの育ちに必要な家庭での育児に関する助言を行います。
- 父親の子育てへの意識を早期より醸成し、母親も父親も一緒に子育てを楽しむ子育て力の向上を図ります。
- 乳幼児期からのこどもの発達や学びの連続性を重視し、「こどもまんなか」の視点を持ちながら、学校教育と連携していきます。
- こどもが社会に出て生きていくためには、主体的に学びに向かう力や豊かな人間性等の生きる力を身につける必要があります。特に、生活や遊びを通して行われる総合的な教育・保育により自己肯定感を育み、主体的・意欲的に関われるような環境を整えることが重要です。民間保育施設等へは、毎年指導検査を実施し、保育の質の向上に努めます。

主な取組

■家庭における子育て力の向上■

取組内容	概　要	担当課
産前・産後サポート事業（再掲）	プレパパママ教室、新米ママ学級、赤ちゃん学級等の子育て講座を実施し、安心して育児を行えるようにサポートします。また、オンラインによる参加も推進します。	ネウボラ課
児童センター・児童館における親子交流事業（再掲）	幼児サークルや親子製作等の親子がふれあう事業の実施を通じて、子育て中の保護者間の交流を支援します。また、保護者のリフレッシュのためのイベント等、様々なイベントを実施します。併せて、地域の子育て相談機関として相談機能の充実を図ります。	保育施設課

意見はここに反映！

意見はここに反映！

■こどもの育ちの確保■

取組内容	概　要	担当課
こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）（再掲）	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、０歳６か月から満３歳までのこどもへの支援を強化することを目的とした新たな通園給付制度です。	保育サポート課 子ども家庭支援課
幼・保・小連絡協議会	幼稚園・認定こども園・保育園及び小学校が互いに連携し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、交流を行います。こどもの実態に応じた接続期プログラムの見直しを行いながら、効果的な活用を図ります。	学校教育課 保育サポート課

■教育・保育の質の確保・向上■

取組内容	概　要	担当課
保育センターの設置に伴う教育・保育の質の確保・向上	市内保育施設間での知識・技術の共有・連携の橋渡しを行うとともに、巡回支援や、保育の質の向上のための研修を実施します。	保育サポート課
子ども・子育て支援事業従事者の質の確保・向上	県や関係機関の実施する研修の受講を促進し、支援者一人一人のスキルアップを図るとともに、支援者同士の連携による質の向上に努めます。	子ども家庭支援課 ネウボラ課
保育士等に対する研修	保育所保育指針に基づく保育の実践を図るため、講義や体験形式等様々な方法による研修を実施します。また、令和６年度に策定した和光市保育の質のガイドラインを活用し、保育施設、子育て家庭に対し、自己肯定感を育むこどもの育ちについての意識啓発を行います。	保育サポート課
放課後児童支援員認定資格研修	埼玉県が主催する放課後児童支援員認定資格研修は、公設・民設を問わず、適切な運営・保育の質の向上のために必要であることから、各事業者に対し受講の促進をします。	保育施設課

基本施策 5-2

多様なニーズに対応した教育・保育サービス等の推進

市の課題

- こどもの病児・病後の預かりや、宿泊を伴うこどもの預かり、保護者の体調不良等で緊急に対応できる子育ての支援が必要です。
- 変則的な勤務に応じた保育、急な用事や育児疲れ解消等を目的とした保育等、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した質の高い教育・保育サービス等の提供が求められています。
- 子育て家庭が、いつでもどこでも情報を得ることができるような情報のデジタル化や、手続きのオンライン化が必要です。
- 障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこどもが教育・保育サービス等を受けることのできる環境の整備が必要です。
- 一時保育については、申請方法が分かりづらいという声や、利用したいときに利用ができないという意見がある一方、市内の保育施設については空き等も発生していることから、情報の発信や利用しやすい環境を整えることが必要です。

子育て家庭の声

★ 一時預かりの申請方法が分かりづらいです。申請結果が出るのも時間がかかるので、申請方法等を見直してほしいです。（保護者）
★ 病児保育のような施設を駅前につくってほしいです。（保護者）
★ SNS で発信する施設はイベント情報が入ってきますが、発信していない施設の情報は得ることが難しいです。（保護者）
★ ファミサポや緊急サポートの利用について、オンラインで申請できるようにしてほしいです。（保護者）
★ いろいろな手続き等が全てオンラインでできるようにしてほしいです。（保護者）

施策の方向性

- 病児・病後児保育については、利便性を加味し、和光市駅周辺に病児・病後児の保育の枠を拡充していきます。
- みなみ保育園（公設保育園）において医療的ケアが必要なこどもの受け入れを実施します。また、今後学童クラブでの展開についても検討していきます。
- 医療的ケアが必要なこどもは医療の進歩等により増加傾向にあるため、看護師等の担い手の確保、研修、医療的ケア児等支援協議会等を通じた関係機関との連携など支援の充実を図ります。
- 障害のあるこども等配慮を要するこどもの保育の受け入れを引き続き実施していきます。
- 多様化するニーズを踏まえ、日曜日・祝日・年末年始等の保育サービスを継続して提供します。
- 保護者が教育・保育施設等を利用できるように、休業中の保護者に対していつでもどこでも情報が入手できるSNSを活用した情報発信を行うとともに、教育・保育サービス等の申込手続きのオンライン化を推進していきます。
- 一時保育について、申請状況や空き施設の情報を分かりやすく発信していきます。

主な取組

■教育・保育等のサービス■

取組内容	概　要	担当課
時間外保育	やむを得ない理由により、就労時間等を踏まえて決められた認定区分の時間を超えて保育を必要とするこどもに対し、保育を提供します。	保育サポート課
幼稚園の預かり保育（一時預かり事業）	幼稚園において、教育時間の前後や土曜日等に一時的な預かりを実施します。	保育サポート課
一時保育、休日保育、年末保育（一時預かり事業）	保護者の就労、通院、リフレッシュ等の理由により、日中、家庭でこども（未就学児）の保育ができない場合に、一時保育、休日保育、年末保育を実施し、必要な保育を行います。	保育サポート課
病児・病後児保育（病児保育事業）	病児･病後児について、保護者が家庭で保育できない場合に、保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行います。	保育サポート課
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）（再掲）	保護者の急な疾病等により児童の養育が困難になった際に、ショートステイ・トワイライトステイとして、短期的に児童養護施設等でこどもの養育・保護を行います。	子ども家庭支援課
ファミリー･サポート･センター事業（子育て援助活動支援事業）（再掲）	生後57日から小学生までのこどもについて、地域における相互援助活動として、一時預かり（協力会員宅等）や保育施設への送迎等を実施します。	ネウボラ課

意見はここに反映！

取組内容	概　要	担当課
緊急サポートセンター事業（再掲）	生後 57 日から小学生までのこどもについて、病児や病後児、緊急時の一時預かり（宿泊含む）を実施します。	ネウボラ課

■障害のあるこども・医療的ケアが必要なこどもの保育■

取組内容	概　要	担当課
障害のあるこどもの保育（再掲）	障害のあるこどもの保育を担う人材の育成を行い、事業が円滑に実施できるよう環境を整えます。全てのこどもの心身の成長発達が促進されるよう、保育を実施します。	保育サポート課
医療的ケアが必要なこどもの保育（再掲）	みなみ保育園（公設保育施設）において、医療的ケアが必要なこどもに対し、一人一人の状況に合わせた配慮をしながら、保育の提供を行います。	保育サポート課
育成一時保育 （一時預かり事業）	発達・発育の遅れに心配のあるこどもを持つ保護者の育児に伴う精神的・身体的負担の軽減、リフレッシュのため、こどもを一時的に預かり、必要な保育を行います。	保育サポート課

■教育・保育施設等の手続のオンライン化・情報のデジタル化■

取組内容	概　要	担当課
手続きのオンライン化・情報のデジタル化	教育・保育サービス等の手続きのオンライン化と情報のデジタル化を推進していきます。	ネウボラ課 保育サポート課 保育施設課

意見はここに反映！

基本施策 5-3

教育・保育等の基盤整備（第3期和光市子ども・子育て支援事業計画）

（1）教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者やこどもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

市では、第１期計画において教育・保育提供区域は、準中学校区を基本に「北エリア・中央エリア･南エリア」の３圏域を設定し、圏域ごとに地域の特性や課題に応じた多様なサービス提供を行ってきました。

本計画においてもこの考えを引き続き踏襲し、教育・保育提供区域を３圏域に設定します。

■和光市の教育・保育提供区域■

（2）教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

共働き世帯の増加、核家族化の進展等、こども及び子育て家庭を取り巻く環境が変化するなか、幼児期の教育・保育へのニーズは多様化しています。

市では、こうしたニーズに対応するため、既存の保育所や幼稚園を認定こども園に移行することについて推進してきました。

こども自身の健やかな育ちを支援するとともに、子育て家庭の教育・保育ニーズに応えていくため、市内の事業者との協議を重ねながら、引き続き、教育・保育の一体的提供を行うとともに教育・保育提供体制の確保を図ります。

（3）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たり、公正かつ適正な支給を行うとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を踏まえた給付を行います。

（4）教育・保育の量の見込みと確保方策

保育所等の待機児童の解消に向け、保育の受け皿を支える保育人材の確保、施設設備に係る支援等を行いながら、教育・保育等における受入児童の提供体制を計画的に整備します。

また、「こどもまんなか」の考えに基づき、過剰過少な供給とならないよう毎年の教育・保育等の利用実績を踏まえ、かつ保護者のニーズ等に応じた多様な教育・保育サービス体制を確保します。

基盤整備にあたり、圏域を踏まえた整備が特に必要な特定教育・保育施設、特定地域型保育事業※5等について、圏域ごとに量の見込みと提供体制を記載しています。

■事業の提供区域■

区　分	区　域
○ 特定教育・保育施設 （新制度移行幼稚園、保育所、認定こども園） ○ 特定地域型保育事業 （小規模保育事業、事業所内保育事業） ○ 認可外保育施設 ○ 新制度未移行幼稚園 ○ 幼稚園の預かり保育 ○ 市外施設等 （企業主導型保育事業） ○ 地域子ども・子育て支援事業 （利用者支援事業、時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業その他要支援児童等の支援に資する事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、妊婦健康診査、実費徴収に係る補足給付事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業（令和７年度まで）、産後ケア事業）	３圏域 北エリア 中央エリア 南エリア

[5] 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業：市が給付の支給に係る施設及び事業と確認したものに「特定」と付記する。

【量の見込み算出の考え方】

基盤整備にあたっては、０歳から５歳までのこどもの人口推計、教育・保育の利用実績、利用希望及び地域の実情等を考慮して認定区分ごとに量の見込みを算出しています。

また、保護者が多様な教育・保育施設等の中から選択して、児童が教育・保育を受けられるよう、保護者の就労状況及びその変化のみならず、こどもの教育・保育施設の利用状況等を踏まえ、柔軟なこどもの受け入れにも配慮しながら必要な利用定員総数を定め、教育・保育等の提供体制の確保に努めます。

認定区分は、１号、２号、３号の区分とし、より詳細に必要な人数を把握するため、２号認定では教育ニーズと保育ニーズに分け、３号認定では、地域の実態に合わせた保育を提供するため、０歳、１歳、２歳に分けています。

■３つの認定区分■

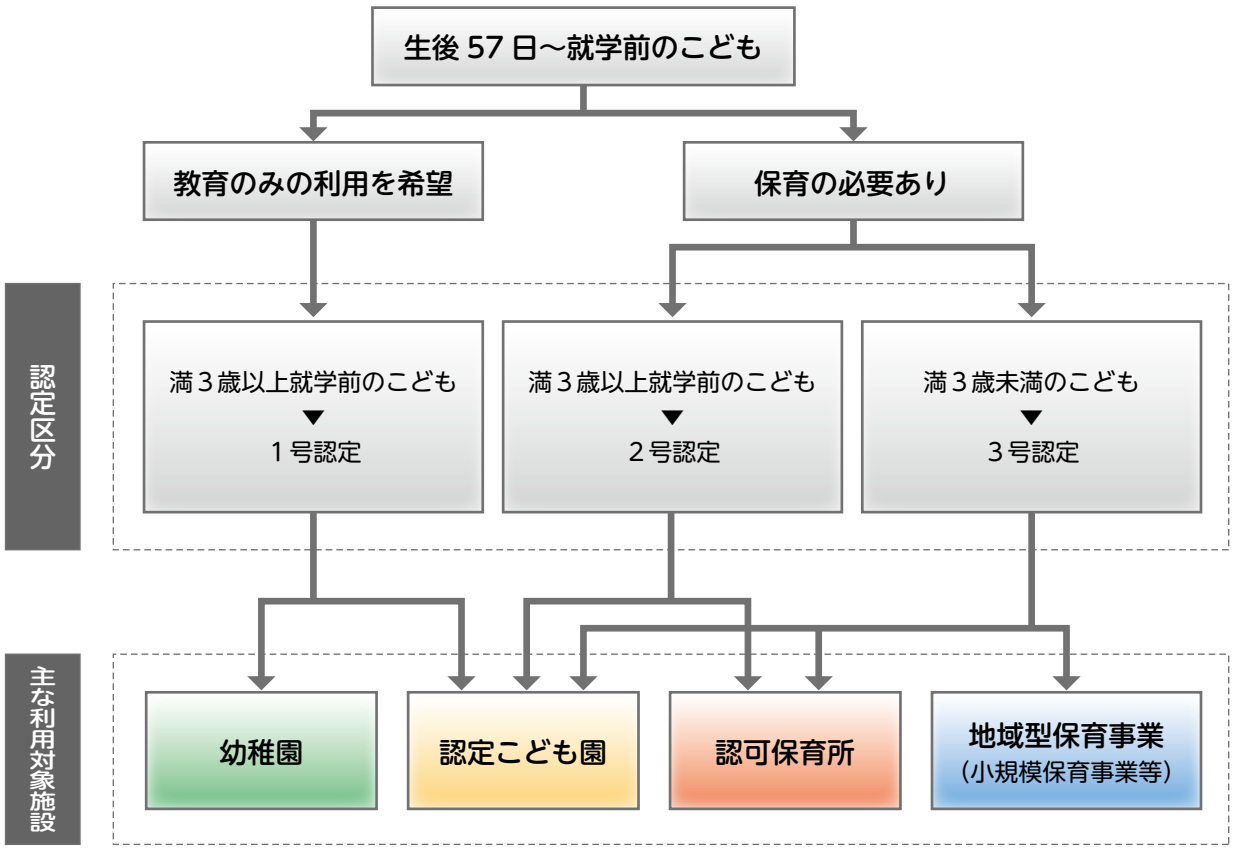

【認定児童数の推移】

（単位：人）

		1号認定	2号認定(3–5歳保育認定)		3号認定（0－2歳保育認定）		
			教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和2年度	認定児童数	974	304	1,094	233	437	435
令和3年度	認定児童数	869	303	1,111	192	465	438
令和4年度	認定児童数	883	389	1,029	193	408	445
令和5年度	認定児童数	667	414	1,015	148	421	432
令和6年度	認定児童数	564	470	953	144	379	455

令和６年 10 月時点において、市内には保育園 18 園、認定こども園４園、幼稚園２園、小規模保育事業所 24 か所、事業所内保育事業所１か所が整備されています。

認定こども園の整備や幼稚園における預かり保育等の拡充が進んだことにより、保育を必要とする児童のうち、教育の利用希望の強い児童の受け入れ体制も拡充したことから、教育利用希望の強い保育認定児童数が大きく増加しています。

一方、令和２年度以降、コロナ禍の影響を受け少子化が進行したことにより、０歳、１歳については保育施設の利用希望者数が減少している傾向があります。

基盤整備が進み、保育利用希望者数も減少傾向にあることから、待機児童数も大きく減少し、令和６年度当初においては、０歳児や従来待機児童が発生していた１歳児を中心に、全年齢において施設に空きが生じています。一方で、児童の状況や世帯の状況等により、待機児童が少数発生しています。

【量の見込みと提供体制】

【今後の方向性】

児童の人口推計と、保育申請状況等を踏まえたニーズ率から算出した量の見込みに対する提供体制の確保に当たっては、すでに整備されている提供体制により令和 10 年度までの量の見込みを充足できる見通しとなっています。従来待機児童が発生していた０～２歳児についても、提供体制は令和７年度時点で充足している見通しとなっており、現に令和６年４月時点においても、０、１歳児を中心に全ての年齢で定員に対して欠員が発生している状況です。令和 11 年度の２歳児において、量の見込みに対して提供体制が６名分不足する見通しとなっていますが、他の年齢において定員に対して欠員が生じる見込みであることから、不足の解消にあたっては、新規の基盤整備を行わず、他の年齢における受け入れ人数も踏まえた弾力的な調整等を行うことにより、待機児童の解消を図っていきます。

【量の見込みと提供体制（市全域）】

（単位：人）

【市全域】		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	①量の見込み	512	502	934	145	376	433
	②提供体制	725	502	1,026	221	423	465
	市内施設	725	202	1,026	221	423	465
	特定教育・保育施設	455	202	986	117	223	249
	特定地域型保育事業				91	187	202
	認可外施設		－	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		300	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	213	0	92	76	47	32
令和8年度	①量の見込み	481	474	881	154	399	431
	②提供体制	725	474	1,026	221	423	465
	市内施設	725	474	1,026	221	423	465
	特定教育・保育施設	455	202	986	117	223	249
	特定地域型保育事業				91	187	202
	認可外施設		－	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		272	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	244	0	145	67	24	34
令和9年度	①量の見込み	473	466	862	155	411	455
	②提供体制	725	466	1,026	221	423	465
	市内施設	725	466	1,026	221	423	465
	特定教育・保育施設	455	202	986	117	223	249
	特定地域型保育事業				91	187	202
	認可外施設		－	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		264	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	252	0	164	66	12	10
令和10年度	①量の見込み	461	458	842	156	422	461
	②提供体制	725	458	1,026	221	423	465
	市内施設	725	458	1,026	221	423	465
	特定教育・保育施設	455	202	986	117	223	249
	特定地域型保育事業				91	187	202
	認可外施設		－	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		256	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	264	0	184	65	1	4
令和11年度	①量の見込み	469	467	857	147	416	471
	②提供体制	725	467	1,026	221	423	465
	市内施設	725	467	1,026	221	423	465
	特定教育・保育施設	455	202	986	117	223	249
	特定地域型保育事業				91	187	202
	認可外施設		－	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		265	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	256	0	169	74	7	-6

【エリア別の量の見込みと提供体制（北エリア）】

（単位：人）

【北エリア】		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	①量の見込み	224	202	494	66	177	212
	②提供体制	420	202	457	117	179	205
	市内施設	420	202	457	117	179	205
	特定教育・保育施設	150	60	457	62	98	113
	特定地域型保育事業				55	81	92
	認可外施設		－	－	－	－	－
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		142	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	196	0	-37	51	2	-7
令和8年度	①量の見込み	210	189	463	67	197	192
	②提供体制	420	189	457	117	179	205
	市内施設	420	189	457	117	179	205
	特定教育・保育施設	150	60	457	62	98	113
	特定地域型保育事業				55	81	92
	認可外施設		－	－	－	－	－
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		129	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	210	0	-6	50	-18	13
令和9年度	①量の見込み	201	184	444	68	200	213
	②提供体制	420	181	457	117	179	205
	市内施設	420	181	457	117	179	205
	特定教育・保育施設	150	60	457	62	98	113
	特定地域型保育事業				55	81	92
	認可外施設		－	－	－	－	－
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		121	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	219	0	13	49	-21	-8
令和10年度	①量の見込み	193	174	425	69	202	216
	②提供体制	420	174	457	117	179	205
	市内施設	420	174	457	117	179	205
	特定教育・保育施設	150	60	457	62	98	113
	特定地域型保育事業				55	81	92
	認可外施設		－	－	－	－	－
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		114	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	227	0	32	48	-23	-11
令和11年度	①量の見込み	194	175	429	69	205	219
	②提供体制	420	175	457	117	179	205
	市内施設	420	175	457	117	179	205
	特定教育・保育施設	150	60	457	62	98	113
	特定地域型保育事業				55	81	92
	認可外施設		－	－	－	－	－
	新制度未移行の幼稚園	270					
	上記以外		115	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	226	0	28	48	-26	-14

【備考】
北エリアにおいては、1歳児の保育の量の見込みが増加する見通しの中で、主に1、2歳児において量の見込みに対して提供体制が不足している状況が継続しますが、0歳児において必要量を上回る提供量が確保されていることから、受け入れ人数の弾力的な調整等をもって児童の受け入れを図っていきます。併せて、隣接の中央エリアにおける0、1、2歳児の提供体制が、中央エリアにおける量の見込みを上回っていることから、中央エリアの保育施設利用により、1、2歳児の保育ニーズについても充足する見通しとなっています。

【エリア別の量の見込みと提供体制（中央エリア）】

（単位：人）

【中央エリア】		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	①量の見込み	190	159	239	37	112	124
	②提供体制	80	159	374	69	154	168
	市内施設	80	159	374	69	154	168
	特定教育・保育施設	80	94	334	38	75	86
	特定地域型保育事業				18	66	68
	認可外施設		－	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	－					
	上記以外		65	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	-110	0	135	32	42	44
令和8年度	①量の見込み	174	146	219	37	110	136
	②提供体制	80	146	374	69	154	168
	市内施設	80	146	374	69	154	168
	特定教育・保育施設	80	94	334	38	75	86
	特定地域型保育事業				18	66	68
	認可外施設		－	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	－					
	上記以外		52	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	-94	0	155	32	44	32
令和9年度	①量の見込み	176	147	221	37	109	134
	②提供体制	80	147	374	69	154	168
	市内施設	80	147	374	69	154	168
	特定教育・保育施設	80	94	334	38	75	86
	特定地域型保育事業				18	66	68
	認可外施設		－	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	－					
	上記以外		53	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	-96	0	153	32	45	34
令和10年度	①量の見込み	170	142	214	37	110	133
	②提供体制	80	142	374	69	154	168
	市内施設	80	142	374	69	154	168
	特定教育・保育施設	80	94	334	38	75	86
	特定地域型保育事業				18	66	68
	認可外施設		－	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	－					
	上記以外		48	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	-90	0	160	32	44	35
令和11年度	①量の見込み	173	145	218	38	110	134
	②提供体制	80	145	374	69	154	168
	市内施設	80	145	374	69	154	168
	特定教育・保育施設	80	94	334	38	75	86
	特定地域型保育事業				18	66	68
	認可外施設		－	40	13	13	14
	新制度未移行の幼稚園	－					
	上記以外		51	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	-93	0	156	31	44	34

【備考】

中央エリアにおいては、保育の量の見込みはほぼ横ばいで推移する見通しとなっています。小規模保育事業所を中心に施設が多く整備されているエリアであることから、全ての年齢において保育の量の見込みに対して、提供体制が充足しています。中央エリアは北エリア、南エリアと隣接しており、和光市駅が存在するエリアであるという特性から、中央エリアの保育施設は、市全域の児童が利用している実態があり、今後も同様の状況が継続する見通しとなっています。

【エリア別の量の見込みと提供体制（南エリア）】

（単位：人）

【南エリア】		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	①量の見込み	98	141	201	42	87	97
	②提供体制	225	141	195	35	90	92
	市内施設	225	141	195	35	90	92
	特定教育・保育施設	225	48	195	17	50	50
	特定地域型保育事業				18	40	42
	認可外施設		－	－	－	－	－
	新制度未移行の幼稚園	－					
	上記以外		93	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	127	0	-6	-7	3	-5
令和8年度	①量の見込み	97	139	199	50	92	103
	②提供体制	225	139	195	35	90	92
	市内施設	225	139	195	35	90	92
	特定教育・保育施設	225	48	195	17	50	50
	特定地域型保育事業				18	40	42
	認可外施設		－	－	－	－	－
	新制度未移行の幼稚園	－					
	上記以外		91	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	128	0	-4	-15	-2	-11
令和9年度	①量の見込み	96	138	197	50	102	108
	②提供体制	225	138	195	35	90	92
	市内施設	225	138	195	35	90	92
	特定教育・保育施設	225	48	195	17	50	50
	特定地域型保育事業				18	40	42
	認可外施設		－	－	－	－	－
	新制度未移行の幼稚園	－					
	上記以外		90	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	129	0	-2	-15	-12	-16
令和10年度	①量の見込み	98	142	203	50	110	112
	②提供体制	225	142	195	35	90	92
	市内施設	225	142	195	35	90	92
	特定教育・保育施設	225	48	195	17	50	50
	特定地域型保育事業				18	40	42
	認可外施設		－	－	－	－	－
	新制度未移行の幼稚園	－					
	上記以外		94	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	127	0	-8	-15	-20	-20
令和11年度	①量の見込み	102	147	210	40	101	118
	②提供体制	225	147	195	35	90	92
	市内施設	225	147	195	35	90	92
	特定教育・保育施設	225	48	195	17	50	50
	特定地域型保育事業				18	40	42
	認可外施設		－	－	－	－	－
	新制度未移行の幼稚園	－					
	上記以外		99	－	－	－	－
	市内居住児童の市外施設利用	－	－	－	－	－	－
	過不足（②－①）	123	0	-15	-5	-11	-26

【備考】
南エリアにおいては、大規模な住宅開発が計画期間内において予定されていることにより、一時的に児童人口の増加が見込まれています。主に0、1、2歳児において保育の量の見込みが増加する見通しとなっていることから、北エリアと同様に、隣接の中央エリアの保育施設の活用等により児童の受け入れを行っていきます。

（5）地域こども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

① 利用者支援事業

【事業概要】

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業などの保育・医療・福祉等のサービスを円滑に利用できるように、身近な場所で相談、情報提供、助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携･協働の体制づくり等を行う事業です。

市では、南エリア、北エリア、中央エリアに設置している子育て世代包括支援センターに、保健師等の資格を有する母子保健ケアマネジャーや児童福祉の専門職として子育て支援ケアマネジャーを配置し、妊娠期から乳幼児のいる家庭への切れ目ない支援を実施しています。

また、地域子育て相談機関は、令和４年の児童福祉法の改正によって、利用者がより気軽に相談ができる事業として創設されました。市では、令和７年度以降、総合児童センター・児童館等で実施する予定です。

【現状】

（単位：箇所）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施箇所数	5	5	5	5	5

【量の見込みと確保方策】

（単位：箇所）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
こども家庭センター型	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
母子保健型	量の見込み	1	1	－※	－※	－※
	確保方策	1	1	－※	－※	－※
基本型	量の見込み	1	1	－※	－※	－※
	確保方策	1	1	－※	－※	－※
母子保健・基本一体型	量の見込み	3	3	－※	－※	－※
	確保方策	3	3	－※	－※	－※
地域子育て相談機関	量の見込み	4	4	－※	－※	－※
	確保方策	4	4	－※	－※	－※

【今後の方向性】

市は、従来のわこう版ネウボラを基盤に、現在のネウボラ課と子ども家庭支援課に総合こども家庭センターを設置し、利用者支援事業を充実していきます。

※令和９年度からは、現在の子育て世代包括支援センターの一部を（仮称）地域こども家庭センターへ移行することを予定していることから、計画の中間見直しで、地域子育て相談機関及び地域子育て支援拠点事業と併せて、量の見込みと確保方策を設定します。

② 時間外保育事業

【事業概要】

やむを得ない理由により、就労時間等を踏まえて決められた認定区分の時間を超えて保育を必要とするこどもに対し提供する保育です。地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、国・県・市が一部費用を負担します。

【現状】

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
提供体制（定員数）	2,078	2,168	2,177	2,226	－

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	2,257	2,257	2,257	2,257	2,257
確保方策	2,257	2,257	2,257	2,257	2,257

【今後の方向性】

共働き家庭の増加に伴い、保育時間へのニーズが多様化しています。このことから全ての保育所・小規模保育事業所等にて事業が実施できるよう支援します。

実施時間については、保護者のニーズに合わせた事業を安定的・計画的に提供できるよう、事業者との協議・連携を図ります。

③ 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業概要】

小学校に就学している児童が、保護者の就労等により昼間家庭にいなく放課後や長期休業時において保育を必要とする場合に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。公設学童クラブ 13 か所と民設学童クラブ２か所、合計 15 か所で学童クラブを展開しています。

【現状】

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
提供体制（定員数）	996	1,033	1,033	1,033	－
利用希望者数	943	951	929	991	－

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1,020	1,003	957	927	880
確保方策	1,033	1,033	1,033	1,033	1,033

【今後の方向性】

放課後の居場所づくりの中枢を担う学童クラブは、児童の成長に応じて適切かつ安全で安心した居場所としての提供体制を整えるとともに、全ての児童の放課後の居場所として、児童同士が交流できる環境の確保が求められます。

市では、学童クラブ（放課後児童健全育成事業）とわこうっこクラブ（放課後子ども教室事業）を一体型施設又は一体的な運営等を推進することにより、放課後のこどもの居場所を確保し、児童同士の交流促進を図っています。

引き続き、既存施設や小学校等における教室等は最大限活用し、全ての小学校で学童クラブとわこうっこクラブの一体的運営を推進します。

■一体型の運営イメージ■

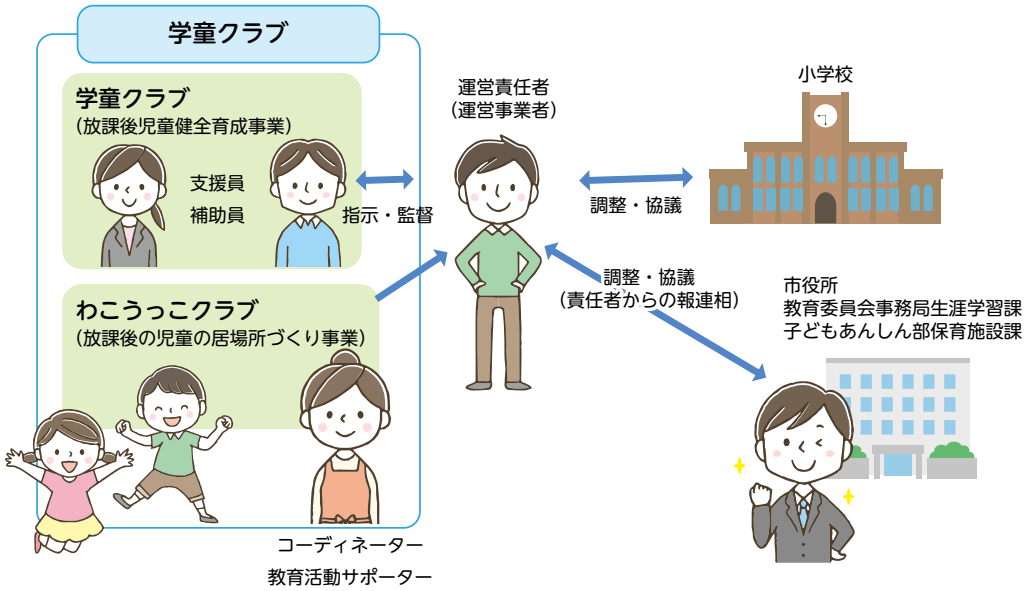

④ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ・ショートステイ）

【事業概要】

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間こどもを預かり、必要な支援を行う事業です。

こどもを一時的に預かるショートステイ事業と、保護者が仕事等により帰宅時間が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、一時的に預かるトワイライトステイ事業があります。

【現状】

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
年間利用者数（実人数）	0	0	0	0	－

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	96	96	96	96	96
確保方策	96	96	96	96	96

【今後の方向性】

児童福祉法の改正に伴い、養護施設だけでなく、こどもを、里親・ファミリーホーム等でも預かることができるよう事業の拡充が図られたことから、市では地域資源と連携し、事業の展開をしていきます。

また、わこう版ネウボラ事業の１つとして、生後間もない乳児を対象とした新生児等一時保育事業やファミリー・サポート・センター事業、緊急サポート事業における夜間預かり・宿泊預かりでも対応しています。

⑤ こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

【事業概要】

こんにちは赤ちゃん訪問は、産婦・新生児訪問事業をあわせて実施しています。生後４か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師や助産師・母子保健ケアマネジャー等の専門職が訪問し、乳児の発育・発達の確認を行うとともに、子育て支援に関する情報提供、産後の母親の心身の状況及び養育環境等の把握・相談を行い、必要な助言及びその他の支援を行います。

【現状】

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
年間訪問者数	700	661	657	621	－

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	656	684	689	694	667
確保方策	656	684	689	694	667

【今後の方向性】

こんにちは赤ちゃん訪問は、出生数が減少傾向にあることに伴い、年間訪問者数も減少しています。

引き続き、産後うつ等の早期発見・早期治療、育児支援のため、必要に応じてスリーシート[※6]を実施し、適切な支援へつなげます。

さらに、こんにちは赤ちゃん訪問では、転入者、里帰り中の家庭等についても対象としています。

[6] スリーシート：育児サポート体制、産後の気分、こどもへの気持ちを確認するための３種のアンケート。

⑥ 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を専門職が訪問し、保護者の育児、家事等の支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【現状】

（単位：人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
年間利用者数（延べ人数）	2	1	4	5	－

【参考】

（単位：人）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
要保護児童年間対象者数（実人数）	44	47	51	65	－

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	11	11	11	11	11
確保方策	11	11	11	11	11

【今後の方向性】

養育支援訪問事業の年間利用者数及び要保護児童の年間対象者数は増加傾向にあります。

引き続き、関係機関との連携を図ることで養育支援を必要とする家庭を早期発見し、必要な支援を適切に行います。

⑦ 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

地域の身近な場所で、気軽に親子の交流や子育ての相談支援を行い、幼児サークルや子育て講座を通じて仲間づくりや親子の交流等を実施します。

【現状】

（単位：人日、箇所）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用人数（人日）	34,773	42,852	47,173	55,868	－
実施箇所数（箇所）	5	5	5	5	－

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日、箇所）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人日）	50,401	49,716	－※	－※	－※
確保方策（箇所）	5	5	－※	－※	－※

【今後の方向性】

地域子育て支援拠点事業は、令和８年度までは、現在の子育て世代包括支援センターで実施します。

※令和９年度からは、現在の子育て世代包括支援センターの一部を（仮称）地域こども家庭センターへ移行することを予定していることから、計画の中間見直しで本事業の実施箇所数等を設定します。

⑧ 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かる事業です。

■一時預かり事業の類型イメージ■

	幼稚園型	一般型
実施場所	幼稚園・認定こども園	保育園・一時預かり実施施設
利用対象	幼稚園･認定こども園（教育部分）に通っているこども	定期的に保育を利用していないこども
利用要件	教育時間の前後、土・日等休日、長期休暇中等	仕事・急病・家族介護・冠婚葬祭等一時的に育児が困難な場合

【現状】

（単位：人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
幼稚園在園児の利用（延べ人数）	20,717	25,393	43,200	48,000	－
幼稚園在園時以外の利用（延べ人数）	6,569	7,794	8,034	7,487	－
幼稚園在園時以外の利用（延べ人数）（トワイライトステイ）	－	－	－	－	－

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日）

【一時預かり（幼稚園型）】	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	52,032	49,015	48,113	47,030	47,855
１号認定	31,219	29,409	28,868	28,218	28,713
２号認定	20,813	19,606	19,245	18,812	19,142
確保方策（幼稚園型）	64,080	64,080	64,080	64,080	64,080

（単位：人日）

【一時預かり（幼稚園型を除く）】	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	14,111	14,101	14,252	14,342	14,472
確保方策	25,131	25,114	25,120	25,117	25,120
一時預かり（幼稚園型を除く）	23,822	23,822	23,822	23,822	23,822
ファミリー・サポート・センター（病児・緊急対応強化事業を除く）	1,213	1,196	1,202	1,199	1,202
トワイライトステイ	96	96	96	96	96

【今後の方向性】

保護者の就労や休息等、こどもを一時的に預けたいニーズが高まっており、利用実績も増加傾向にあります。特に幼稚園では、預かり保育の充実に取り組んでおり、幼稚園在園児の利用実績が増加しています。

今後も多様化する保護者のニーズに対応するため、引き続き、幼稚園での在園児を対象とした一時預かり及び幼稚園在園児以外の利用ニーズへも対応し、保護者が安心してこどもを預けられる環境を整え、子育て支援の充実を図ります。

⑨ 病児保育事業等

【事業概要】

病気のときや、病気や怪我等からの回復期に保育を必要とする場合は、病院・保育所等に設置された専用スペースで看護師等が保育する「病児・病後児保育事業」を利用できます。また、支援を行う方の自宅や利用を希望する方の自宅等で預かる「緊急サポート事業」等があります。

【現状】

（単位：人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
提供体制（定員数×開所日数）	1,680	1,680	960	960	－
延べ利用人数	13	28	29	95	－
ファミリー・サポート・センター（病児・緊急対応強化事業）延べ利用人数	16	64	65	73	－

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	145	143	144	144	144
確保方策	2,221	2,260	2,221	2,221	2,221
病児保育事業	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
ファミリー・サポート・センター（病児・緊急対応強化事業）	61	60	61	61	61

【今後の方向性】

市では、施設での預かりを希望する方への支援として、「病児・病後児保育事業」を市内２箇所、定員計７名で実施しています。

これまで、施設が駅周辺にないといったご意見や、サービスが使いづらいといったご意見を多くいただいていることから、令和７年度から、和光市駅周辺において、医療機関と連携した２名定員の病児保育事業所を１箇所新設し、利便性の向上と受け入れ人数の拡充を図っていきます。

既存の定員で、現状の量の見込みに対応できるサービス提供体制を確保していますが、多様な病児保育のニーズに対応できるようにしていきます。

⑩ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

こどもの送迎や預かり等の援助を受けたい会員（利用会員）、当該援助を行う会員（協力会員）からなる有償の相互援助活動で、アドバイザーが会員の援助活動の調整を行う事業です。

【現状】

（単位：人日）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用人数 就学前児童（幼稚園在園児以外）	953	1,339	746	1,208	－
延べ利用人数 就学児童	1,016	1,261	1,119	1,382	－

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
就学児童前児童（幼稚園在園時以外）	量の見込み	1,213	1,196	1,202	1,199	1,202
	提供体制	1,213	1,196	1,202	1,199	1,202
就学児童	量の見込み	1,447	1,416	1,368	1,334	1,273
	提供体制	1,447	1,416	1,368	1,334	1,273

【今後の方向性】

ファミリー・サポート・センター事業は、年度間による増減はあるものの、安定的な利用ニーズがあり、特に就学児童の利用が増加しています。

ニーズの拡大に対応するとともに、人口の動向を踏まえながら、協力会員の拡大及び稼働率の向上を図ります。また、様々な預かりのニーズに対応するため、協力会員の資質向上に向けた取組を推進します。

⑪ 妊婦健康診査

【事業概要】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、妊婦及び胎児の健康管理及び経済的負担の軽減を図る事業です。

妊娠の届け出の際に、母子健康手帳交付と併せて 14 回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【現状】

（単位：人回）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ受診回数（人回） （妊娠届出数（人））	8,943 (728)	8,527 (730)	7,816 (683)	7,855 (693)	－ (－)

【量の見込みと確保方策】

（単位：人回）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	7,855	7,855	7,855	7,855	7,855
確保方策	7,855	7,855	7,855	7,855	7,855

【今後の方向性】

母子共に安心、安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査を定期的に受診することができるよう、費用の一部助成や受診勧奨を行います。医療機関と連携し、必要な方へは早期介入し支援へつなぎます。また、妊婦が受診しやすい環境を整えるため、助成内容について必要に応じて見直します。

⑫ 実費徴収に係る補足給付事業

【事業概要】

施設等利用給付認定保護者のうち、低所得で生計が困難な世帯のこどもが、利用する幼稚園に支払った実費徴収費のうち、副食費に相当する費用を助成する事業です。より円滑な特定教育・保育等の利用が図られ、全てのこどもの健やかな成長を目的としています。

【今後の方向性】

国の実費徴収に係る補足給付実施要綱に基づき適切に実施するとともに、国の動向を注視し、市内の実情や実績を踏まえながら子育て支援の充実を図ります。

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

児童福祉法等の一部を改正する法律において、令和６年４月１日より新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業です。

家事･子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	300	300	300	300	300
確保方策	300	300	300	300	300

【今後の方向性】

当該事業を実施することにより、養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。また、ヤングケアラーを発見した際は、早期の支援につなぎます。

⑭ 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

児童福祉法等の一部を改正する法律において、令和６年４月１日より新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業です。

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設します。児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成、学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐ等、包括的な支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	15	15	15	15	15
確保方策	15	15	15	15	15

【今後の方向性】

当該事業を実施することにより、児童やその家庭の多様な課題に応じて必要な支援を行い、養育環境を改善し、こどもの健全な育成を図ります。

⑮ 親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童福祉法等の一部を改正する法律において、令和６年４月１日より新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた事業です。

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	11	11	11	11	11
確保方策	11	11	11	11	11

【今後の方向性】

講義やグループワーク、ロールプレイ等の親子関係形成支援プログラムを実施する人材を育成し、当該事業を実施します。

⑯ 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦等に対して、面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人回）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1,968	2,052	2,067	2,082	2,001
確保方策	1,968	2,052	2,067	2,082	2,001

【今後の方向性】

市では、従来からわこう版ネウボラにおいて、妊娠期から子育て期までの面談等による伴走型相談を実施しています。今後も、わこう版ネウボラを推進することで、当該事業の実施につなげていきます。

また、現在行っている妊娠期の経済的支援のための支援金についても、「妊婦のための支援給付金」として継続していきます。

⑰ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

保育所等において、保育所等に所属していない生後６か月から満３歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を提供します。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日）

	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（延べ利用人数）	1,440	1,440	1,440	1,440
0歳	0	0	0	0
1歳	720	720	720	720
2歳	720	720	720	720
確保方策（延べ利用人数）	1,440	1,440	1,440	1,440
0歳	0	0	0	0
1歳	720	720	720	720
2歳	720	720	720	720

【今後の方向性】

令和７年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和８年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施されます。

市は、令和８年度からの実施に向けて準備をします。

⑱ 産前・産後ケア事業

【事業概要】

子ども･子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 47 号）において、令和７年度より、母子保健法に定められた産後ケア事業が、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするため、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられました。

妊産婦に対して、心身のケアや育児サポートとして、産後ケア訪問、ショートステイ、デイケアを実施し、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（延べ利用人数）	350	350	350	350	350
確保方策（延べ利用人数）	350	350	350	350	350

【今後の方向性】

市は、これまでも産前・産後ケア事業を展開してきましたが、引き続き、誰もがより安心・安全な妊娠・出産・子育てができるように支援体制を確保します。

（６）こども・子育て支援施設等利用給付の円滑な実施について

市では、こどもの命を預かる施設等はこどもの安全を確保していることが第一と考え、子ども・子育て支援施設等は、子ども・子育て支援法施行規則第１条に定める基準を満たすことを条例に定めて、こどもの安全確保を図っています。

児童福祉法に定める認可外保育施設に対する調査、指導及び命令、届出の受理等の事務処理の権限を埼玉県から移譲されていることを踏まえ、円滑な給付ができるよう適宜、他自治体から情報収集を行い、特定子ども・子育て支援施設等とする確認及び公示を速やかに行うとともに、市民等に対して施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供を行います。

特定子ども・子育て支援施設等に対しては、関係法令等に基づく是正指導等を確実に実施し、安全な施設等の維持確保を図ります。

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保にあたっては、該当する家庭に対し適切にかつ公正に情報提供を行うとともに、適正な給付ができるよう取り組みます。

また、保護者への給付については、保護者の経済的負担や利便性等を踏まえて、特定子ども・子育て支援施設等における既存事務との連続性や、対象施設の資金繰りにも配慮した上で、法定代理受領（現物給付）による毎月給付を実施できるよう努めます。

WAKO